

資料編

資料編 目次

| | |
|---|-----|
| 資料 アンケート調査結果 | 資1 |
| 1. 実施概要 | 資1 |
| (1) 調査実施スケジュール | 資1 |
| (2) 調査対象 | 資1 |
| (3) 調査票回収状況 | 資1 |
| 2. 資本金規模・資本系列・取引状況 | 資2 |
| (1) 資本金規模（問1：SA） | 資2 |
| (2) 資本系列（問2：SA） | 資3 |
| (3) 取引状況（問3：MA） | 資4 |
| (4) 最も件数の多い取引状況（問3-1：SA） | 資5 |
| 3. 『受注者』の立場での取引状況について | 資6 |
| (1) 主に受注者となって行っている業務（問4：MA） | 資6 |
| (2) 最も件数の多い受注業務（問4-1：SA） | 資8 |
| (3) 発注時点で書面による発注が行われている受注業務件数の割合（問5：SA） | 資9 |
| (4) 発注時点で書面による発注を行う理由（問5-1：MA） | 資10 |
| (5) 発注時点で書面による発注を行わない理由（問5-2：MA） | 資11 |
| (6) 発注時点で書面による発注を行う際の方法（問6：MA） | 資12 |
| (7) 発注時点の発注書面に記載されている項目（問7：SA） | 資13 |
| (8) 発注書の発行・記載がされない場合の対応（問7-1：SA） | 資15 |
| (9) 記載事項が記入されていない場合の補充書面の適切な時期の交付（問8：SA） | 資16 |
| (10) 受注者である場合の取引で受けたことのある行為（問9：MA） | 資17 |
| (11) 情報サービスに係わる下請代金支払遅延等防止法の認知（問10：SA） | 資19 |
| (12) 発注企業との関係の改善（問11：SA） | 資20 |
| (13) 改善された点（問11-1：MA） | 資21 |
| 4. 『発注者』の立場での取引状況 | 資23 |
| (1) 発注者となって情報サービス事業者が発注する業務（問15：MA） | 資23 |
| (2) 最も件数の多い発注業務（問15-1：SA） | 資25 |
| (3) 発注先との資本関係（問16：MA） | 資26 |
| (4) 発注先の資本金の把握状況（問17：SA） | 資27 |
| (5) 発注時点で書面による発注をした発注業務件数の割合（問18：SA） | 資28 |
| (6) 発注時点で書面による発注を行う理由（問18-1：MA） | 資29 |
| (7) 発注時点で書面による発注を行わない理由（問18-2：MA） | 資30 |
| (8) 発注時点で書面による発注を行う際の方法（問19：MA） | 資31 |
| (9) 発注書面に記載されている項目（問20：SA） | 資32 |
| (10) 発注書の発行・記載がされない場合の対応（問20-1：SA） | 資34 |
| (11) 記載事項を記入していない場合の補充書面の適切な時期の交付（問21：SA） | 資35 |

| | |
|--|-----|
| (12) 発注先との取引の記録（問 2 2 : S A） | 資36 |
| (13) 発注先との取引上の記録の保存（問 2 3 : M A） | 資37 |
| (14) 発注者である場合の取引で発注先に対応してもらった行為（問 2 4 : M A） | 資38 |
| (15) 情報サービスに係わる下請代金支払遅延等防止法の認知（問 2 5 : S A） | 資39 |
| (16) 発注先との関係の改善（問 2 6 : S A） | 資40 |
| (17) 改善された点（問 2 6 - 1 : M A） | 資41 |
| (18) 下請法改正による発注者としての体制面での変化（問 2 7 : M A） | 資43 |
| 5 . 受発注 EDI について | 資44 |
| (1) 受発注 EDI の認知（問 3 3 : S A） | 資44 |
| (2) 受発注件数に対する受発注 EDI の利用割合（問 3 4 : S A） | 資45 |
| (3) 利用している受発注 EDI の型（問 3 5 : M A） | 資46 |
| (4) 受発注 EDI で行っている業務（問 3 6 : M A） | 資47 |
| (5) 受発注 EDI で交換しているデータ（問 3 7 : M A） | 資48 |
| (6) 受発注 EDI 導入によって得られた効果（問 3 8 : M A） | 資50 |
| (7) 受発注 EDI の導入・拡大の際に困ったこと（問 3 9 : M A） | 資52 |
| (8) 受発注 EDI を利用した取引をしている範囲（問 4 0 : M A） | 資54 |
| (9) 今後受発注 EDI の利用意向（問 4 1 : S A） | 資55 |
| 6 . 取引全体の傾向として感じる事（問 4 2 : M A） | 資56 |
| 資料 アンケート調査票 | 資59 |

資料 アンケート調査結果

1. 実施概要

(1) 調査実施スケジュール

平成 16 年 11 月 9 日：調査票発送

平成 16 年 12 月 10 日：調査票回収締切（調査票記載締切日：11 月 26 日）

(2) 調査対象

情報サービス関連業界団体の加盟者を対象とし、最大 4,019 件¹の情報サービス関連事業者に調査票を発送した。調査方法は、郵送配布、郵送回収としている。

| 全国地域情報産業団体連合会 | 日本情報技術取引所 | 情報サービス産業協会 | 首都圏コンピュータ技術者協同組合 | 電子情報技術産業協会 | 発送数合計 (最大) |
|---------------|-----------|------------|------------------|------------|---------------|
| (2,166) | 1,011 | 581 | 225 | 36 | 4,019 |

(3) 調査票回収状況

回収数は 998 件、回収率は 24.8%である。（配布数が最大の場合）

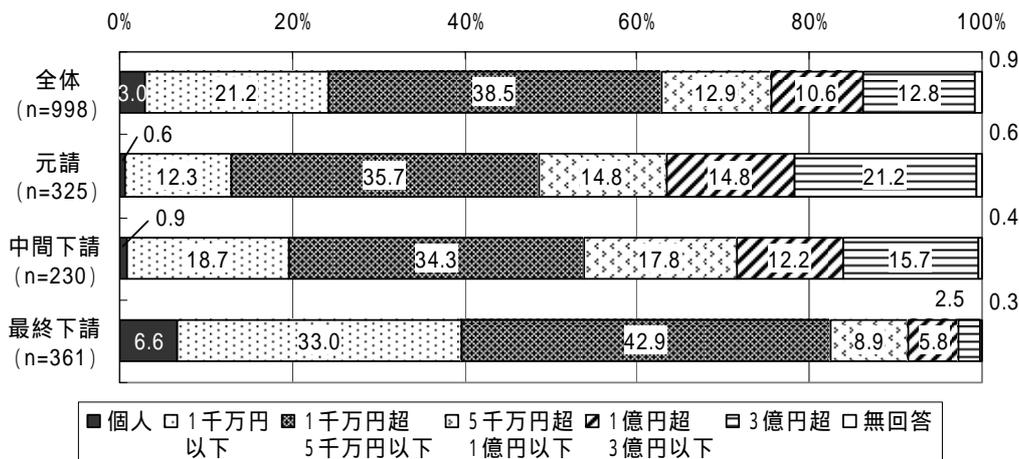
¹ 全国地域情報産業団体連合会については、同連合会を形成する全国の各組織に協力依頼し、配布を行っているため、調査票の配布数は、各組織の配布協力状況による。

2. 資本金規模・資本系列・取引状況

(1) 資本金規模（問1：SA）

回答企業（個人を含む、以下同じ）の資本金規模の状況をみると、全体では、「1千万円超5千万円以下」が38.5%と最も多く、次いで「1千万円以下」が21.2%となっている。これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、元請・中間下請・最終下請の順に資本金が大きくなっているが、元請と中間下請の資本金規模の差はそれほど大きくない。元請・中間下請のいずれも「1千万円超5千万円以下」が35%前後と最も多いが、それ以上の規模の各カテゴリの割合も1割から2割あり、資本金規模の散らばりが大きい。その中で、「3億円以上」については、元請では21.2%と中間下請での15.7%より多く、逆に、「1千万円以下」については、中間下請では18.7%と、元請での12.3%より多くなっているのが顕著な違いである。その他、最終下請については、「1千万円超5千万円以下」が42.9%と最も多く、次いで「1千万円以下」が33.0%となっている。これに「個人」の6.6%を足し合わせると、全体の8割を超える。

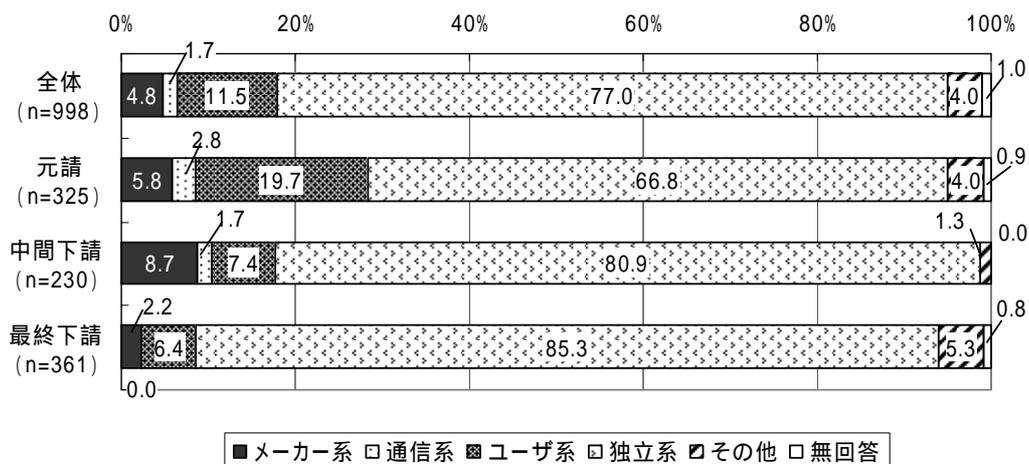
図表2-1 資本金規模（問1：SA）



(2) 資本系列（問2：SA）

資本系列については、全体では77.0%が「独立系」と大半を占めており、次いで「ユーザ系」の11.5%となっている。元請・中間下請・最終下請別にみると、いずれも「独立系」が最も多いが、元請では「ユーザ系」が19.7%と中間下請・最終下請での構成割合よりもかなり高いことが特徴である。

図表2-2 資本系列（問2：SA）

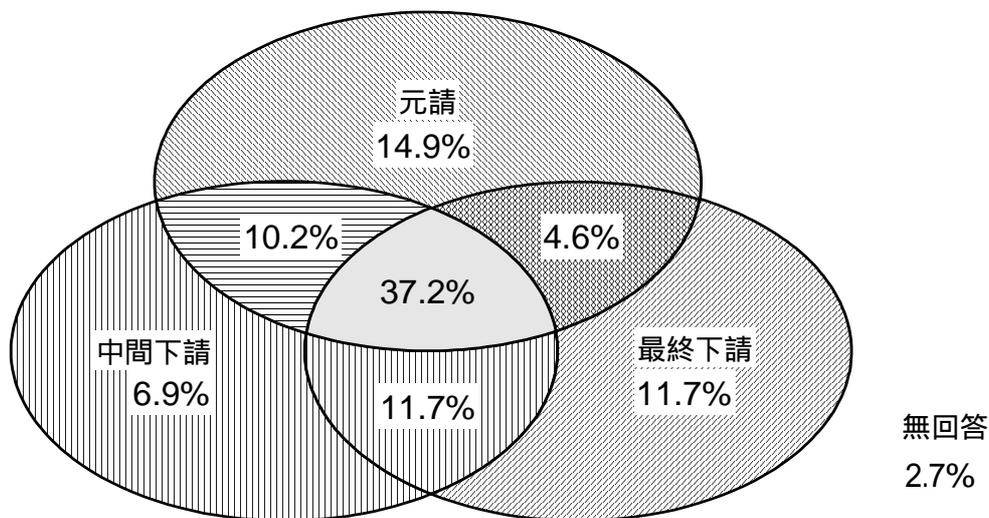


- 注) メーカー系：コンピュータメーカーの出資比率が50%以上であるなど、経営上コンピュータメーカーの影響が大きい企業を指します。
- 通信系：通信会社の出資比率が50%以上であるなど、経営上通信会社の影響が大きい企業を指します。
- ユーザ系：事業会社（コンピュータメーカー、通信会社、海外企業を除く）の出資比率が50%以上であるなど、経営上事業会社の影響が大きい企業を指します。
- 独立系：メーカー、通信会社、顧客企業から資本的に独立しており、メーカー系、通信系、ユーザ系のいずれにもあてはまらない企業を指します。
- その他：海外企業の出資比率が50%以上の企業、及び各種団体、個人などを指します。

(3) 取引状況（問3：MA）

回答企業の取引状況を見ると、元請・中間下請・最終下請、それぞれのみの業務を行っている割合はむしろ少なく、一つの企業が複数の立場として業務を行っていることが分かる。具体的にみると、元請・中間下請・最終下請が回答企業全体の37.2%に達している。そのほか、元請と中間下請を行っている（最終下請は行わない）のが10.2%、中間下請と最終下請を行っている（元請は行わない）のが11.7%となっている。

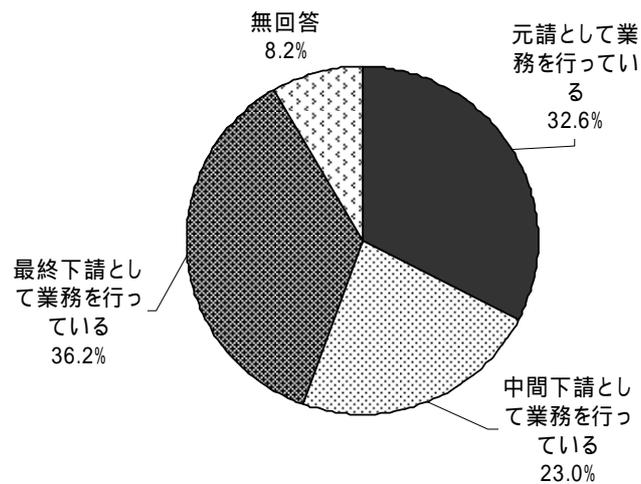
図表 2-3 取引状況（問3：MA）回答企業 998 社の内訳



(4) 最も件数の多い取引状況（問3 - 1 : S A）

回答企業について最も件数の多い取引状況を見ると、「最終下請として業務を行っている」が36.2%と最も多く、次いで「元請として業務を行っている」の32.6%となっている。また、「中間下請として業務を行っている」が23.0%となっている。全体としては、これら三つの取引状況が散らばった分布になっていることが分かる。

図表2-4 最も件数の多い取引状況（問3 - 1 : S A）



3. 『受注者』の立場での取引状況について

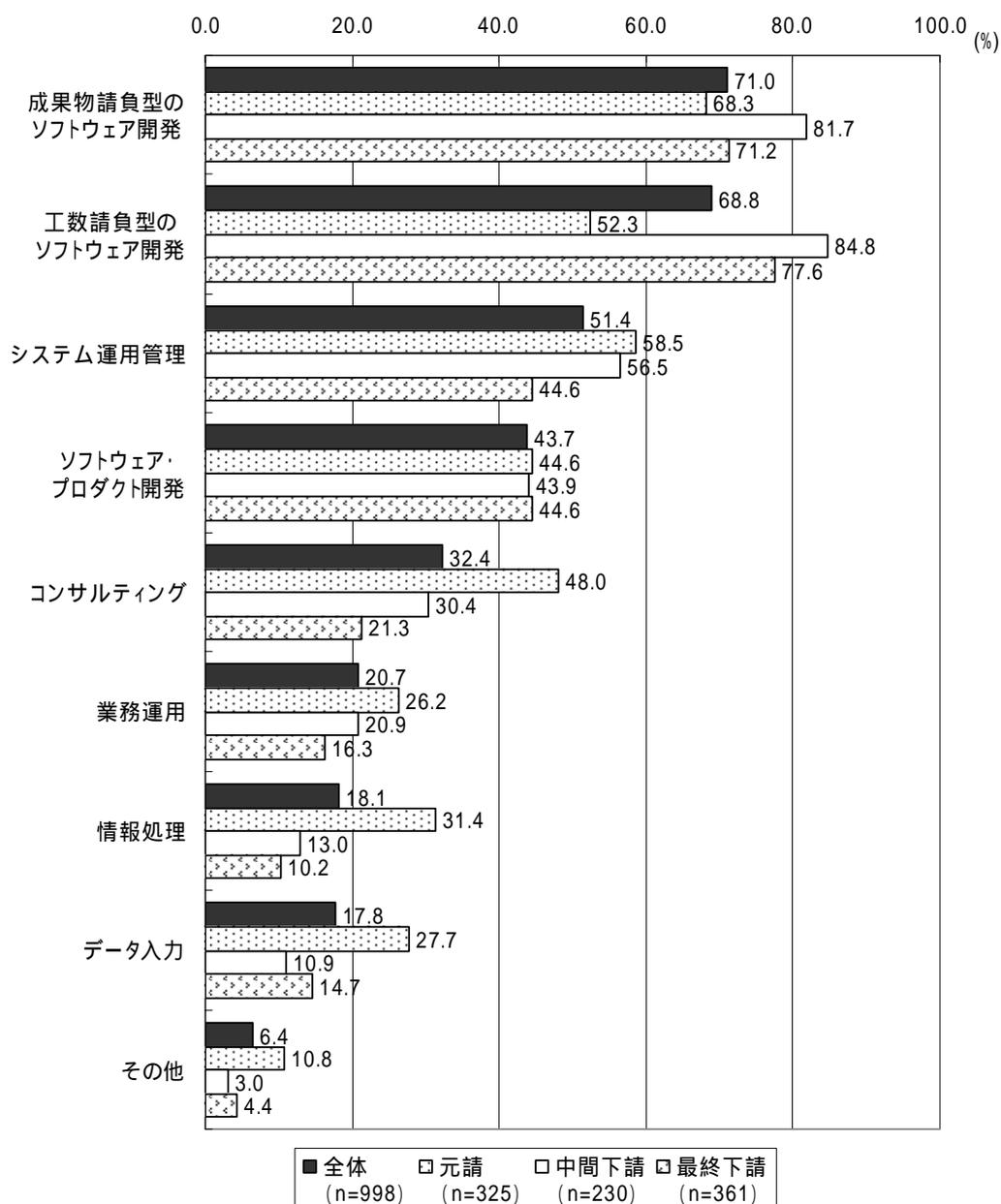
以下では、回答企業が『受注者』となったときの立場で回答したものである。また、元請として業務を行っている場合には、ユーザ取引を想定して回答しており、それ以外の中間下請・最終下請として業務を行っている場合には、情報サービス事業者との取引を想定して回答している。

(1) 主に受注者となっていて行っている業務（問4：MA）

主に受注者となっていて行っている業務を尋ねたところ、全体としては、「成果物請負型のソフトウェア開発」、「工数請負型のソフトウェア開発」がそれぞれ71.0%、68.8%と多くなっており、ソフトウェア開発が受注者として行っている業務では中心になっていることが分かる。次いで多いのが、「システム運用管理」の51.4%、「ソフトウェア・プロダクト開発」の43.7%となっている。

次に、主に受注者となっていて行っている業務を元請・中間下請・最終下請別にみると、大きな違いがみられるものとしては、「工数請負型のソフトウェア開発」において、元請では52.3%と中間下請での84.8%、最終下請での77.6%より小さいことがまず挙げられる。そのほかには、「コンサルティング」「情報処理」「データ入力」について、中間下請での比率が元請、最終下請での比率よりも高いことが特徴となっている。

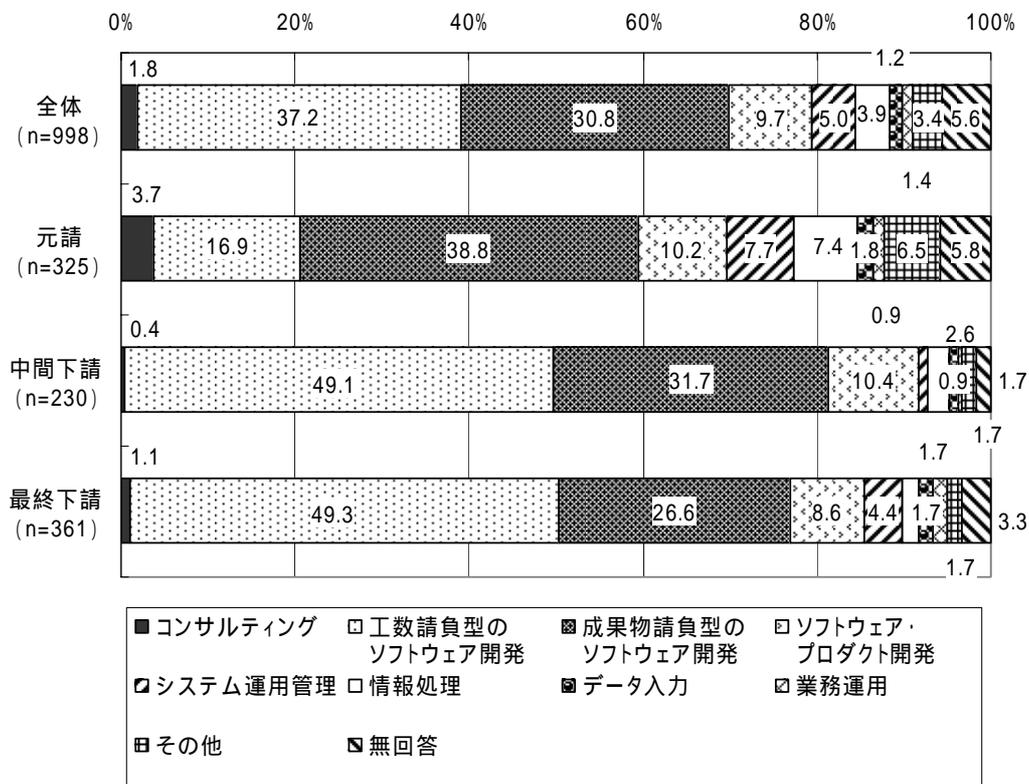
図表3-1 主に受注者となっている業務（問4：MA）



(2) 最も件数の多い受注業務（問4 - 1 : S A）

次に、最も件数の多い受注業務についてみたところ、全体としては、「工数請負型のソフトウェア開発」が37.2%と最も多く、それに「成果物請負型のソフトウェア開発」が30.8%で次いでいる。これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、顕著な違いは「工数請負型のソフトウェア開発」について元請と中間下請・最終下請の間にみられる。元請では「工数請負型のソフトウェア開発」が16.9%と「成果物請負型のソフトウェア開発」の36.8%よりもかなり構成比が小さいのに対して、中間下請・最終下請において「工数請負型のソフトウェア開発」はそれぞれ49.1%、49.3%とほぼ半数を占める。

図表3-2 最も件数の多い受注業務（問4 - 1 : S A）

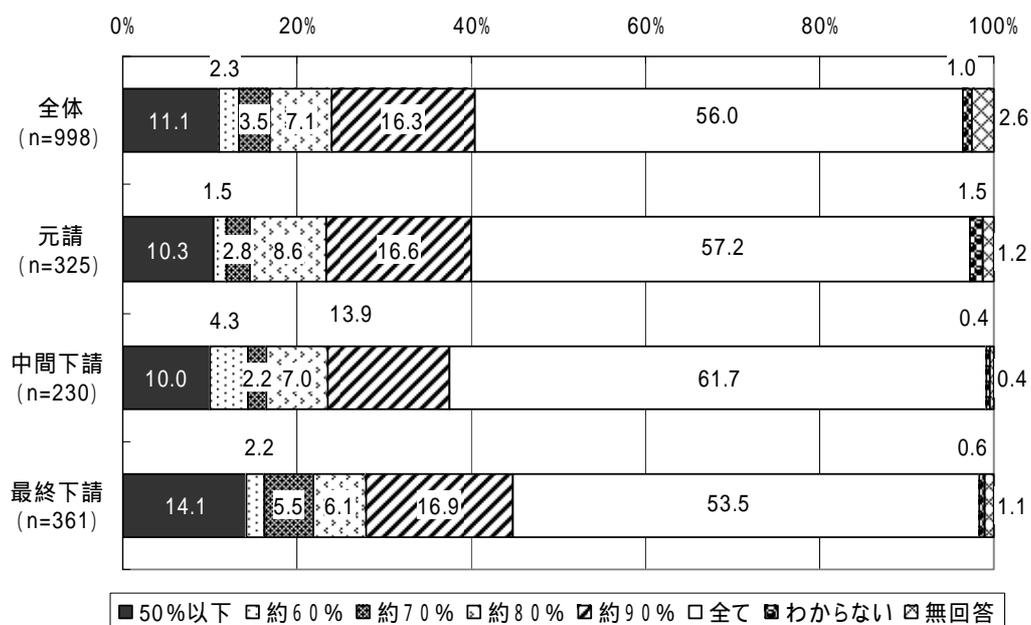


(3) 発注時点で書面による発注が行われている受注業務件数の割合（問5：S A）

受注した仕事のうち、発注時点で書面による発注が行われている受注業務件数の割合を尋ねたところ、全体の56.0%が「全て書面で発注されている」としており、これに「約90%は書面で発注されている」「約80%は書面で発注されている」の割合を足しあわせると約8割の回答企業では80%以上が書面で発注されている状況にあることがわかる。反対に、「書面での発注が約50%以下」（「書面での発注は全くない」から「約半分は書面で発注されている」までの合計）とする企業は全体の1割程度にすぎない。

これは、元請・中間下請・最終下請別にも違いは大きくないが、最終下請では「全て書面で発注されている」とする割合が53.5%とやや小さく、逆に、「書面での発注が約50%以下」の割合が14.1%とやや高くなっている点が特徴としてみられる。

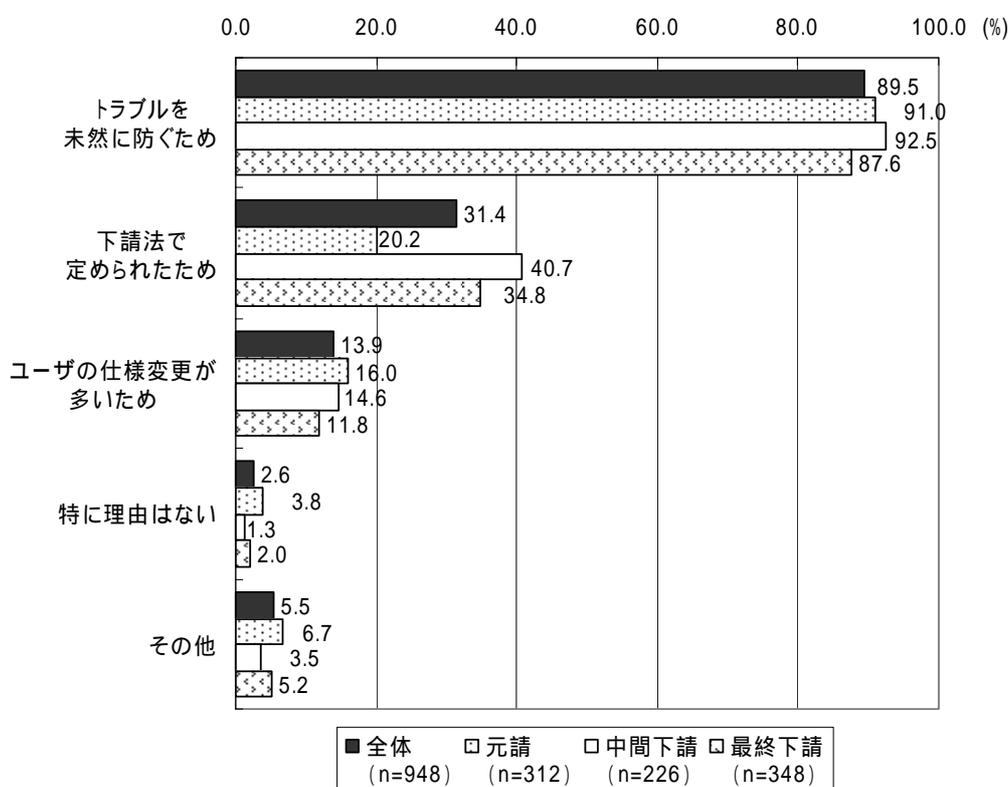
図表3-3 発注時点で書面による発注が行われている受注業務件数の割合（問5：S A）



(4) 発注時点で書面による発注を行う理由（問5 - 1：MA）

次に、発注時点で書面による発注があるとする回答企業（回答全体のほぼ90%）に対して、発注時点で書面による発注を行う理由を尋ねたところ、元請・中間下請・最終下請のいずれにおいても「トラブルを未然に防ぐため」とする割合が90%前後に達した。次に多いのは、「下請法で定められたため」であり、全体の31.4%が回答している。ただし、当該項目については元請では20.2%と、中間下請での40.7%、最終下請での34.8%よりも小さくなっている。そのほか、「ユーザの仕様変更が多いため」とするのは元請・中間下請・最終下請のいずれにおいても10%台前半の構成比となっている。

図表3-4 発注時点で書面による発注を行う理由（問5 - 1：MA）

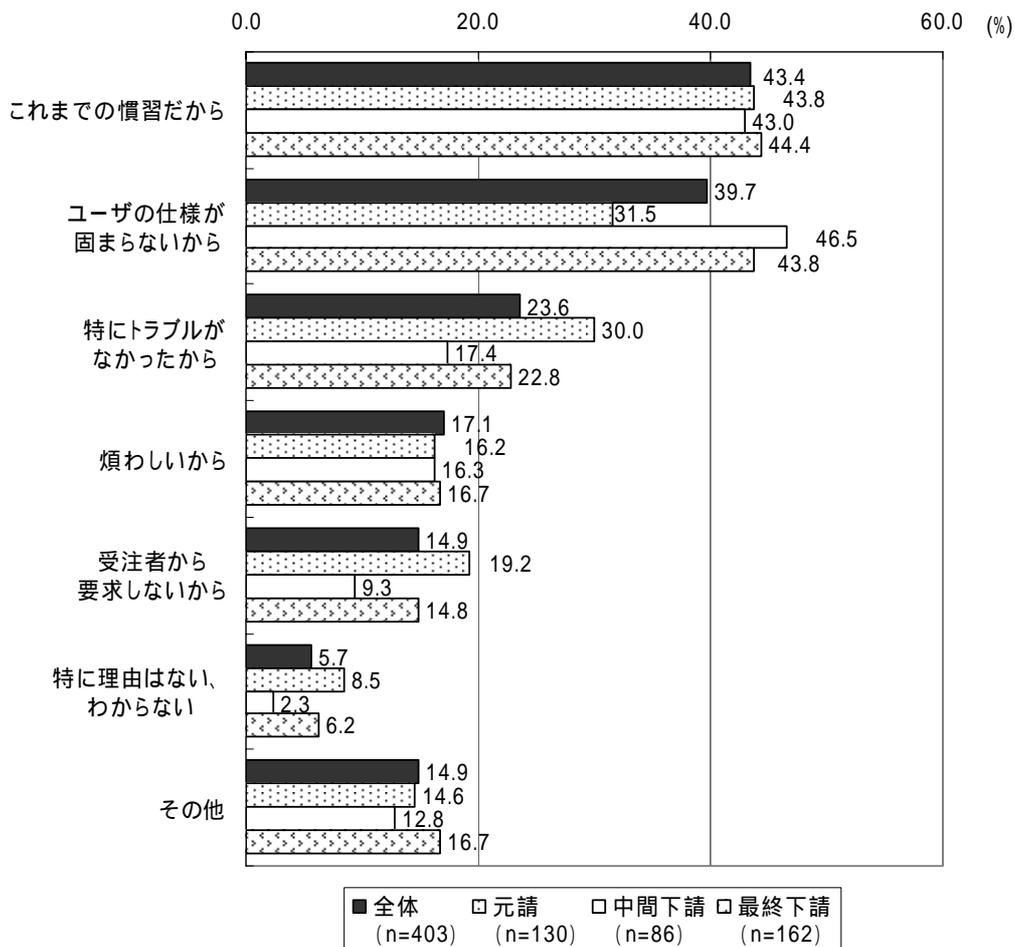


(5) 発注時点で書面による発注を行わない理由（問5 - 2 : MA）

次に、全て書面で発注されていると回答した企業以外の企業に対して、発注時点で書面による発注を行わない理由を尋ねたところ、全体では、「これまでの慣習だから」43.4%、「ユーザの仕様が固まらないから」39.7%が主な理由となっている。そのほか、「特にトラブルがなかったから」が23.6%、「煩わしいから」が17.1%、「受注者が要求しないから」が14.9%となっている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、「これまでの慣習だから」については、元請・中間下請・最終下請別のいずれも40%台前半となっており違いはないが、「ユーザの仕様が固まらないから」については、元請では31.5%と低いのに対して、中間下請・最終下請ではそれぞれ46.5%、43.8%と元請との回答割合に大きな差が生じている。一方で、「特にトラブルがなかったから」とする割合が元請では30.0%となっており、中間下請での17.4%、最終下請での22.8%よりかなり高くなっている。また、「受注者から要求しなかったから」とする割合についても、元請では19.2%であり、中間下請での9.3%、最終下請での14.8%よりかなり高くなっている。

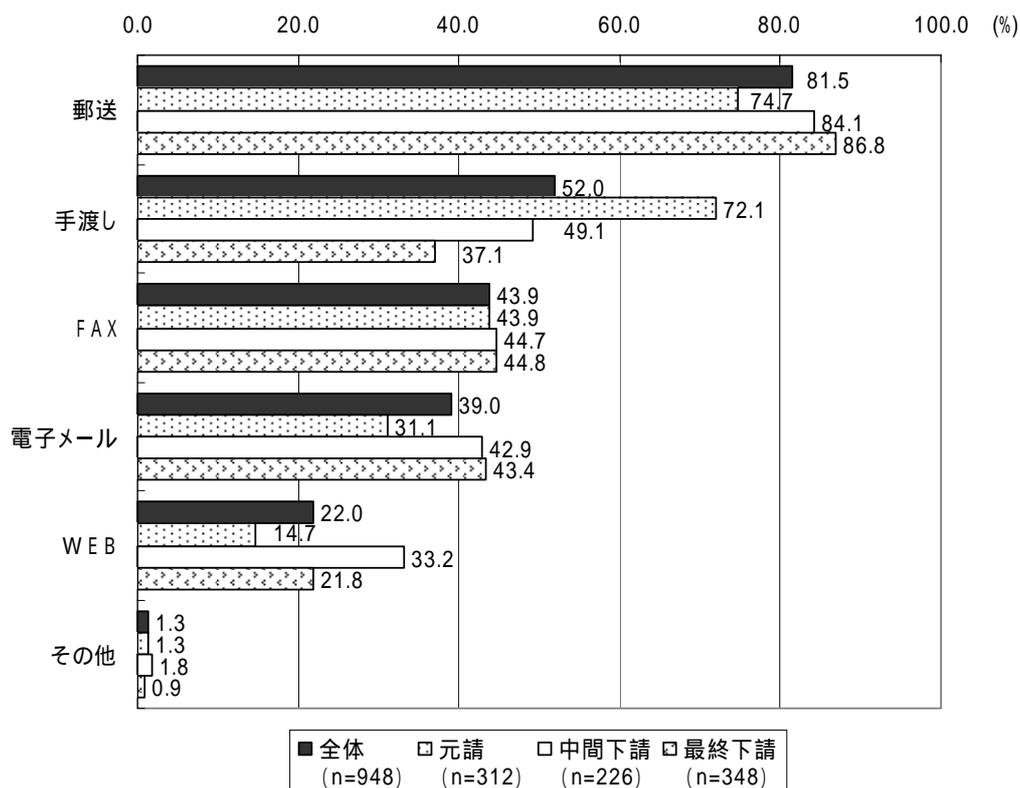
図表3-5 発注時点で書面による発注を行わない理由（問5 - 2 : MA）



(6) 発注時点で書面による発注を行う際の方法（問6：MA）

発注企業が受注者である回答企業に対して発注時点で書面による発注を行う際の方法を尋ねたところ、元請・中間下請・最終下請のいずれにおいても「郵送」とする回答が最も多かったが、元請については74.7%と、中間下請の84.1%、最終下請の86.8%よりやや小さくなっている。一方で、元請では「手渡し」と回答した割合が72.1%と、中間下請の49.1%、最終下請の37.1%よりもかなり大きくなっている。そのほか、「FAX」は元請・中間下請・最終下請のいずれにおいても44%前後、「電子メール」が全体では約40.0%となっているが「電子メール」については、元請では31.1%とやや低い割合になっている。また、「WEB」による発注については全体では22.0%と他の方法での割合よりも小さいが、中間下請では33.2%と約3分の1と多くなっている。

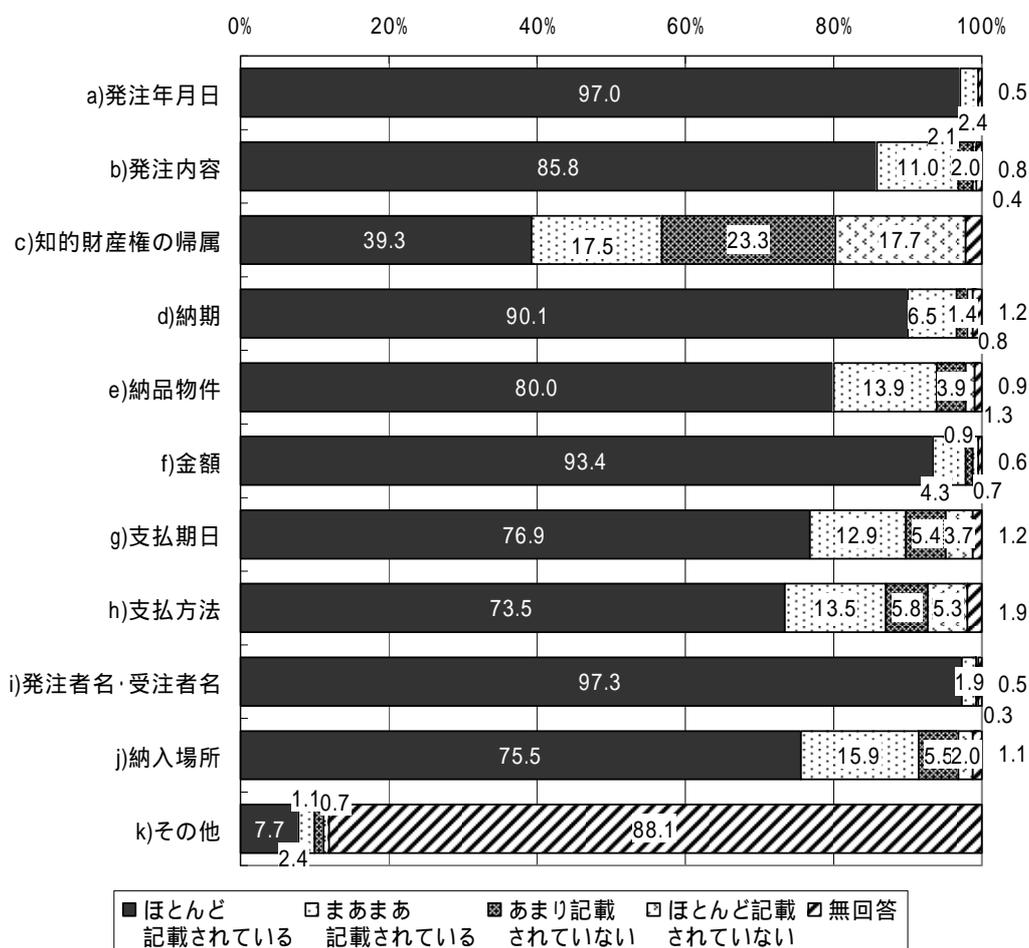
図表 3-6 発注時点で書面による発注を行う際の方法（問6：MA）



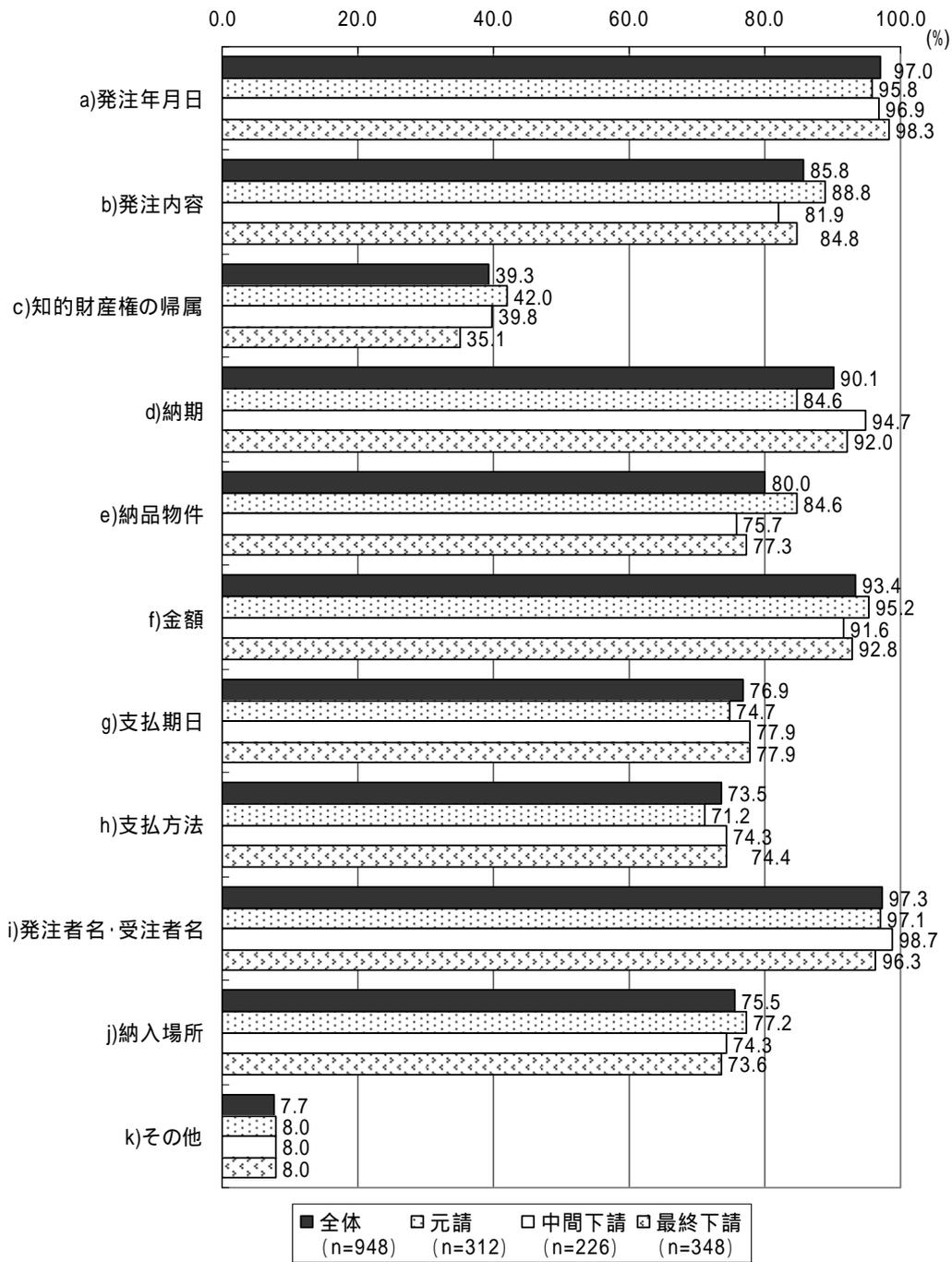
(7) 発注時点の発注書面に記載されている項目（問7：SA）

発注時点の発注書面に記載されている項目について、その記載の程度を尋ねた。下図はその回答の中で各項目についての回答企業全体での構成比と、「ほとんど記載されている」とする割合を回答企業全体、および、元請・中間下請・最終下請別にみたものである。結果をみると、a)発注年月日、d)納期、f)金額、i)発注者名・受注者名、については、9割以上で「ほとんど記載されている」としており、また、b)発注内容、e)納品物件、g)支払期日、h)支払い方法、j)納入場所についても8割程度が「ほとんど記載されている」としている。一方で、c)知的財産権の帰属については、「ほとんど記載されている」とする割合は4割程度と他の項目よりも低くなっている。

図表3-7 発注書面に記載されている内容（項目別の構成比）



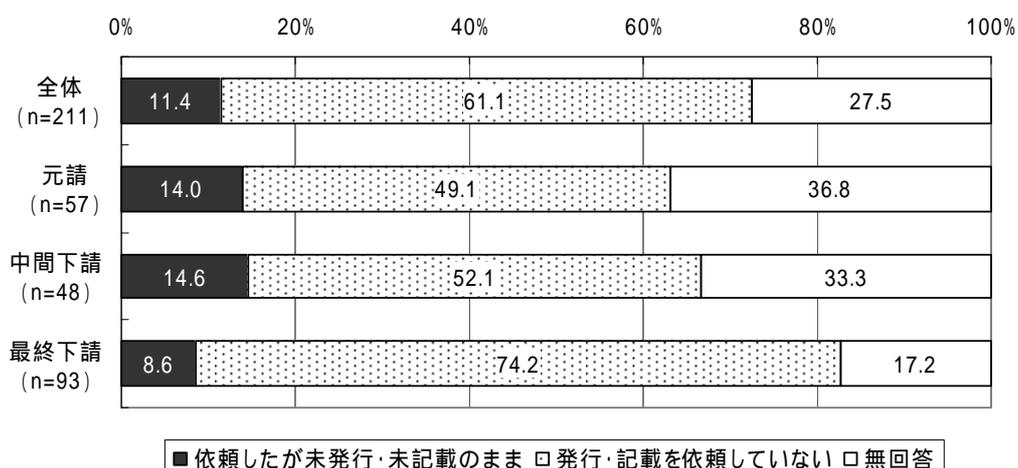
図表3-8 発注書面に記載されている内容（「ほとんど記載されている」の割合）



(8) 発注書の発行・記載がされない場合の対応（問7 - 1 : S A）

「書面での発注書がない」、あるいは、上記で示した発注書面の各項目の中で一つでも「ほとんど記載されていない」ものがある企業に対して、発注書の発行・記載がされない場合にどのような対応をしているかを尋ねた。結果をみると、全体での61.1%は「発注書の発行・記載を依頼していない」としており、「発注書の発行・記載を依頼したが、未発行・未記載のままである」は11.4%と約1割である。これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、最終下請では「発注書の発行・記載を依頼していない」が74.2%と多く、逆に「発注書の発行・記載を依頼したが、未発行・未記載のままである」は8.6%にとどまっている。一方で、元請と中間下請については回答状況が似ており、「発注書の発行・記載を依頼していない」が約50%、「発注書の発行・記載を依頼したが、未発行・未記載のままである」が約15%となっている。

図表 3-9 発注書の発行・記載がされない場合の対応（問7 - 1 : S A）

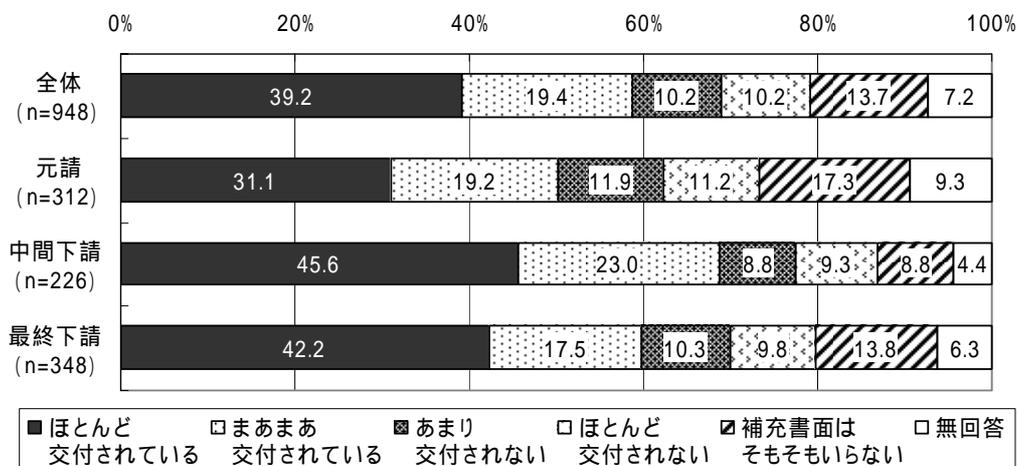


(9) 記載事項が記入されていない場合の補充書面の適切な時期の交付（問8：S A）

当初の発注書に正当な理由があり記載事項が記入されていない場合に、補充書面が適切な時期に交付されているかを尋ねたところ、全体では「ほとんど交付されている」が39.2%で最も多く、これに「まあまあ交付されている」の19.4%が続いている。これらをあわせると、交付されている場合は約6割になる。一方で、交付されていない割合は、「あまり交付されていない」「ほとんど交付されていない」のいずれも10.2%となっており、あわせて約2割となっている。そのほか、「補充書面はそもそもいない」とする割合が13.7%ある。

次に元請・中間下請・最終下請別にみると、元請においては「ほとんど交付されている」が31.1%と中間下請・最終下請での割合よりも小さいが、その背景には、「補充書面はそもそもいない」とする割合が17.3%と高いこともある。補充書面が最も交付されているのは中間下請であり、「ほとんど交付されている」が45.6%、「まあまあ交付されている」が23.0%となっており、これらを足しあわせると7割近くになる。最終下請については、中間下請よりも交付されている割合がやや低い。

図表3-10 記載事項が記入されていない場合の補充書面の適切な時期の交付
（問8：S A）

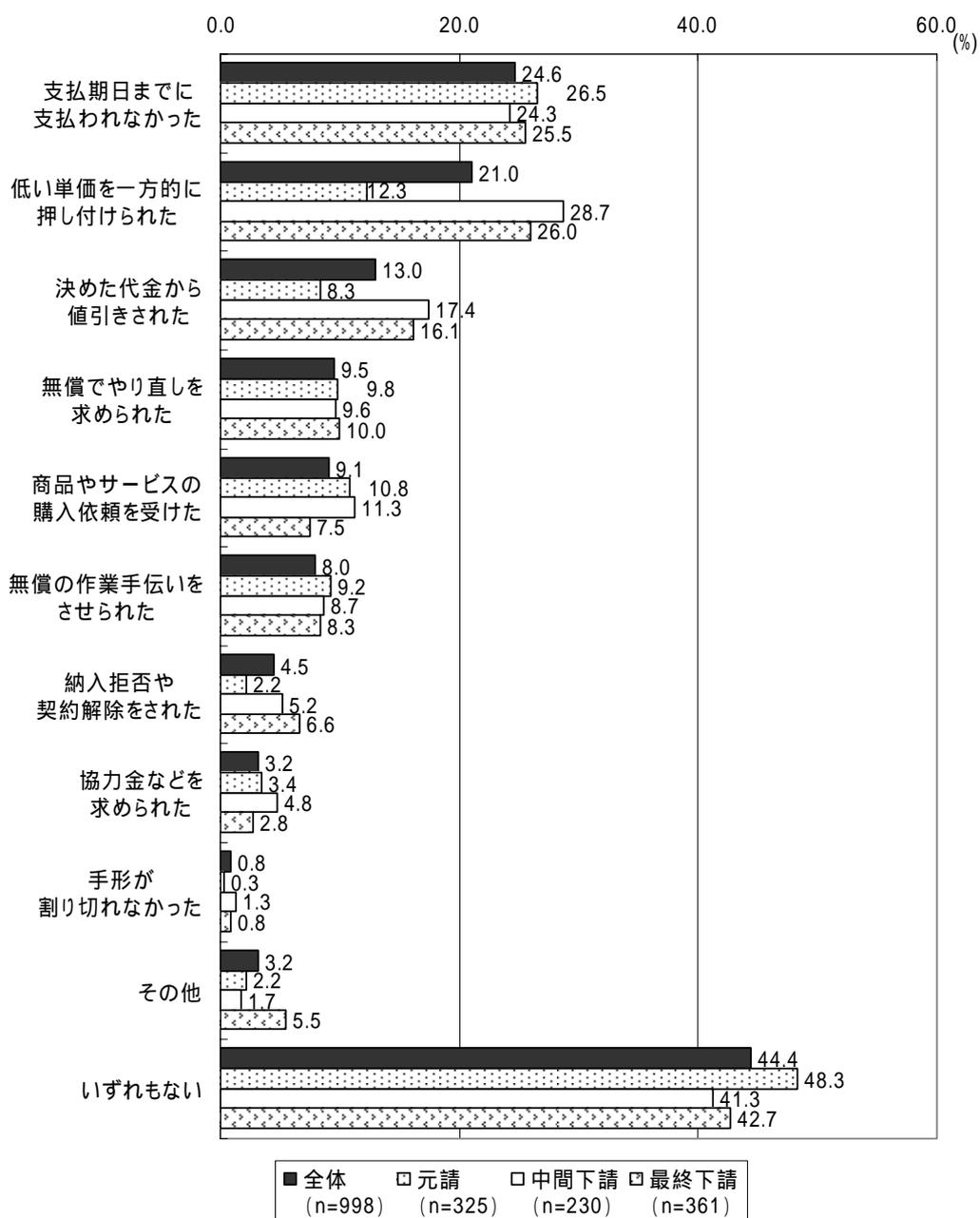


(10) 受注者である場合の取引で受けたことのある行為（問9：MA）

受注者である場合の取引で受けたことのある行為を尋ねたところ、全体としては、設問で尋ねた「いずれの行為もうけたことがない」企業が44.4%と最も多くなっている。一方で、何らかの行為を受けた企業についてみると、「決まった支払期日までに代金が支払われなかった」が24.6%と最も多く、それに「発注者が決めた低い単価を一方向的に押しつけられた」の21.0%が次いでいる。そのほかの行為については、おおむね10%前後か、それ以下となっている。

次に、元請・中間下請・最終下請別にみると元請では「いずれの行為もうけたことがない」が48.3%と中間下請・最終下請での割合よりやや高い。また、受けた行為については、「発注者が決めた低い単価を一方向的に押しつけられた」が中間下請・最終下請では最も多くなっており、その他、「自社に責任がないのに、発注の際に決めた代金から値引きされた」についても中間下請・最終下請での回答割合が多くなっている。

図表 3-1 1 受注者である場合の取引で受けたことのある行為（問9：MA）

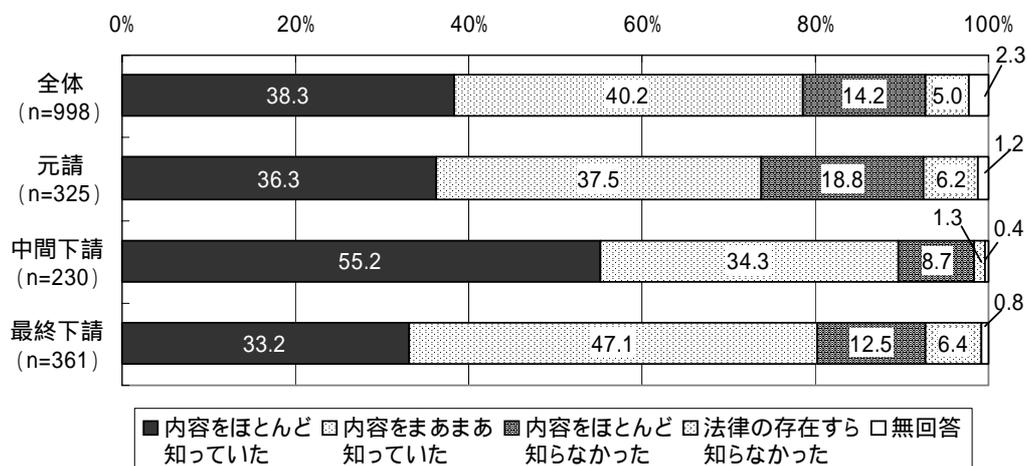


(11) 情報サービスに係わる下請代金支払遅延等防止法の認知（問10：SA）

下請法（下請代金支払遅延等防止法）の内容の認知度について尋ねたところ、全体の38.3%は「内容をほとんど知っていた」としており、これに「内容をまあまあ知っていた」の40.2%をあわせると、ほぼ8割の企業で下請法の内容を知っていたことがわかる。一方で、「内容をほとんど知らなかった」は14.2%、「法律の存在すら知らなかった」は5.0%であった。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、中間下請においては「内容をほとんど知っていた」が55.2%に達し、逆に、「内容をほとんど知らなかった」は8.7%となっており、認知度が高いことがわかる。逆に、元請では「内容をほとんど知らなかった」が18.8%と、やや高い割合になっている。

図表3-12 情報サービスに係わる下請代金支払遅延等防止法の認知（問10：SA）

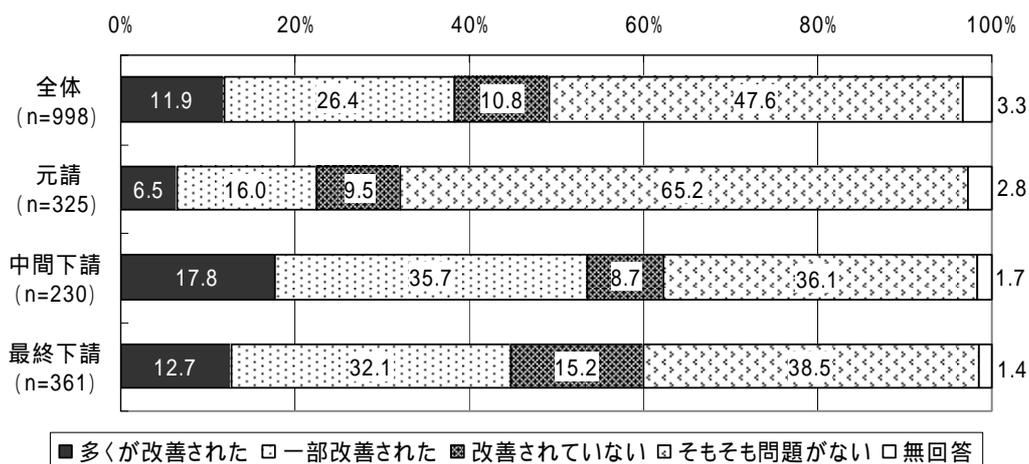


(12) 発注企業との関係の改善（問11：SA）

情報サービスに係る委託取引が下請法の対象となった2004年4月1日以降、発注企業との関係が改善されたかを尋ねたところ、全体では47.6%が「そもそも問題がない、わからない」で最も多くなっている。次に多いのが、「一部改善された」の26.4%であり、これに「多くが改善された」の11.9%をあわせると、4割近くが改善されたとしている。一方で、「改善されていない」割合が10.8%ある。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、元請では「そもそも問題がない、わからない」が65.2%と多くなっているが、一方で、「改善されていない」が9.5%ある。中間下請については「多くが改善された」が17.8%、「一部改善された」が35.7%と改善度合いが高いことが窺われる。一方で、最終下請については、「改善されていない」が15.2%と元請・中間下請での割合よりもかなり大きくなっていることが特徴である。

図表3-13 発注企業との関係の改善（問11：SA）

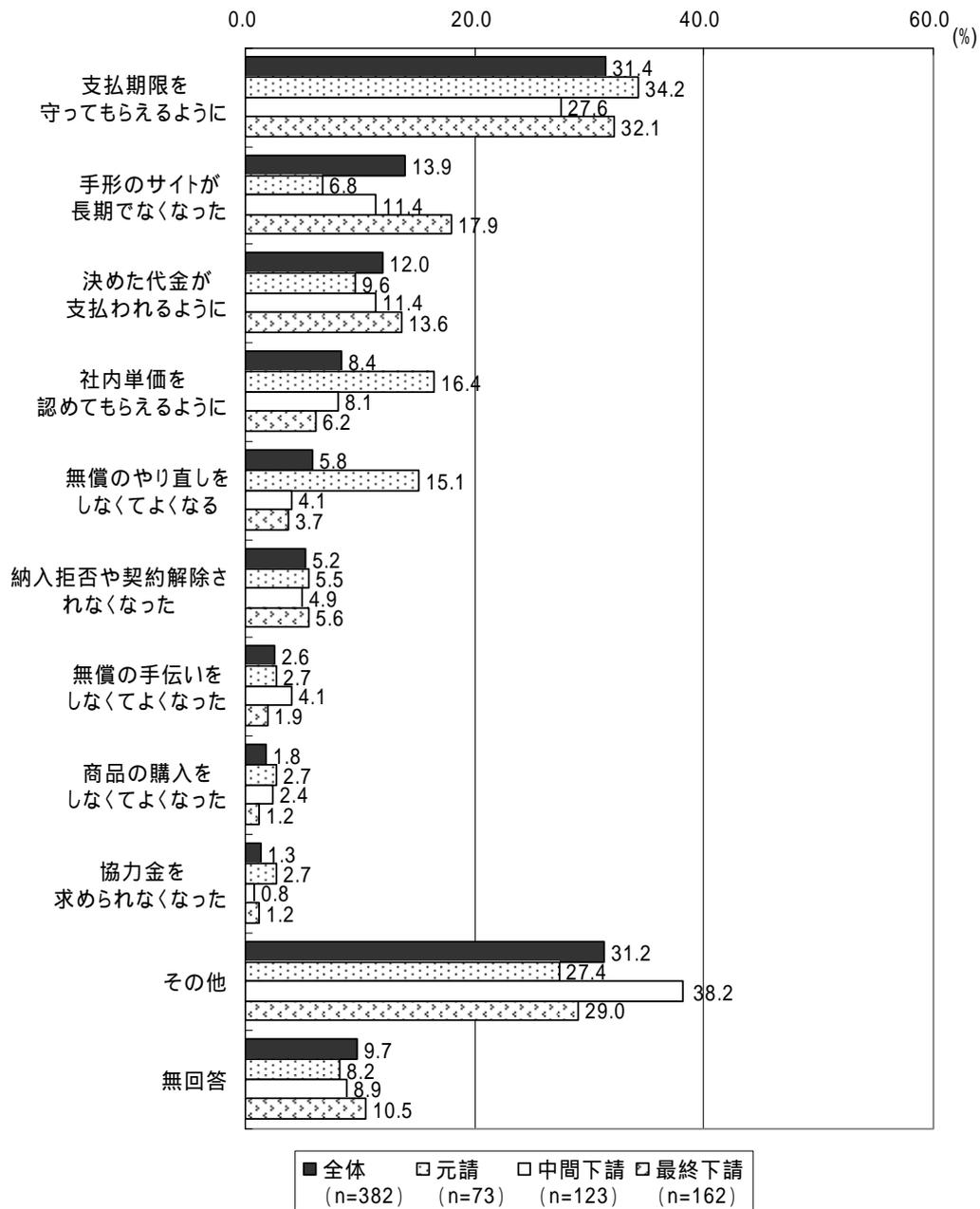


(13) 改善された点 (問 1 1 - 1 : M A)

2004 年 4 月 1 日以降、発注企業との関係が「多くが改善された」あるいは「一部改善された」と回答した企業に対して、どのような点が改善されたかを尋ねたところ、最も多かったのは「代金の支払期限を守ってもらえるようになった」であり、全体では 31.4%となっている。そのほか、「代金支払の手形のサイトが長期でなくなった」「発注の際に決めた代金を支払われるようになった」がそれぞれ 1 割強となっている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、「代金の支払期限を守ってもらえるようになった」についてはいずれにおいても 3 割前後と高くなっている。そのほか、最終下請において「代金支払の手形のサイトが長期でなくなった」が 17.9%と高くなっていること、元請において、「通常の社内単価を認めてもらえるようになった」が 16.4%、「無償でのやり直しをしなくて良くなった」が 15.1%と高くなっていることが特徴としてあげられる。

図表 3-1 4 改善された点 (問 1 1 - 1 : M A)



4 . 『発注者』の立場での取引状況

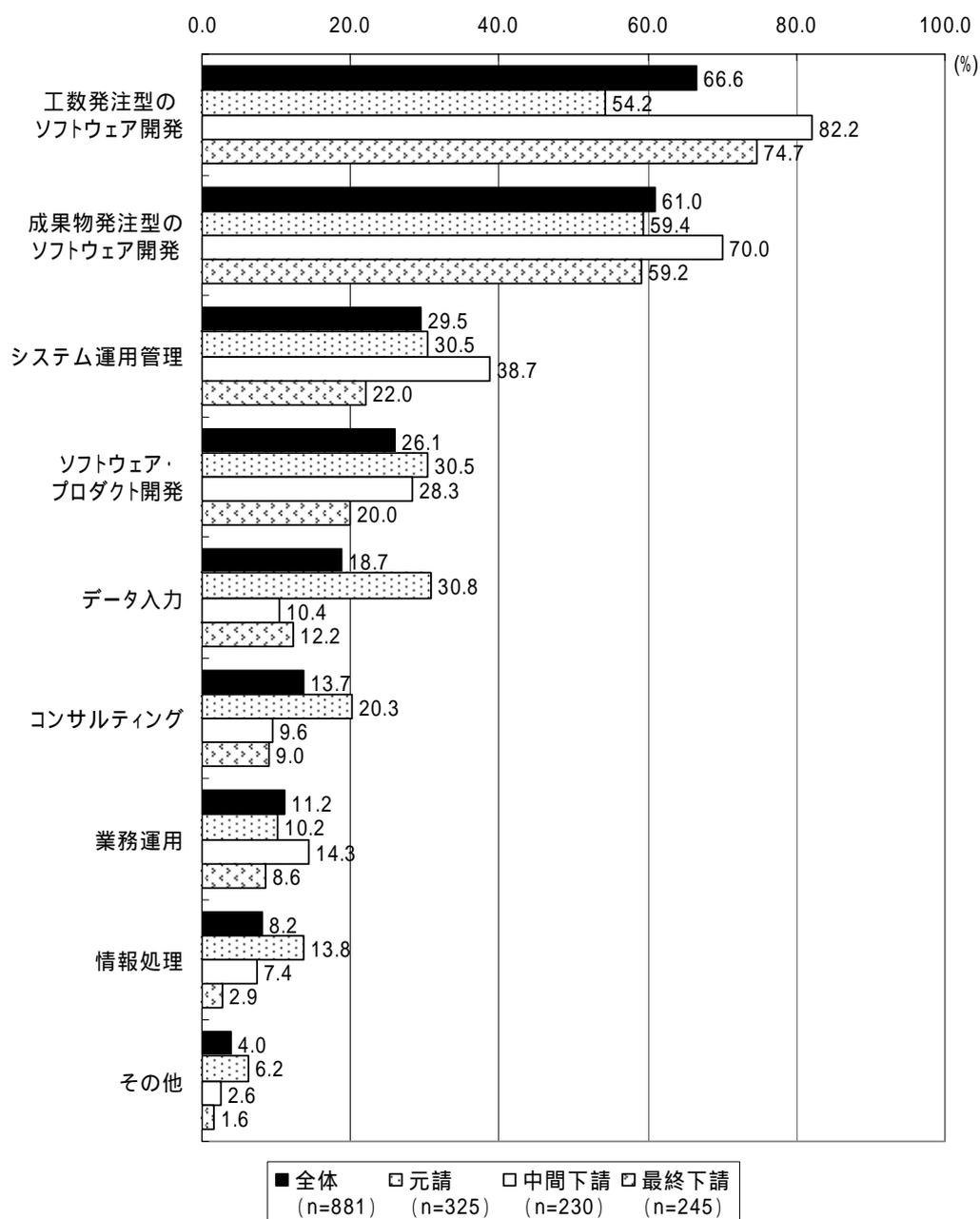
以下では、回答企業が情報サービス事業者に発注したときの業務の取引状況について、回答企業が『発注者』となったときの立場で尋ねている。

(1) 発注者となって情報サービス事業者に発注する業務（問15：MA）

主に発注者となって情報サービス事業者に発注する業務を尋ねたところ、全体としては、「工数発注型のソフトウェア開発」、「成果物発注型のソフトウェア開発」がそれぞれ66.6%、61.0%と多くなっており、ソフトウェア開発が発注者として行っている業務の中心になっていることが分かる。次いで多いのが、「システム運用管理」の29.5%、「ソフトウェア・プロダクト開発」の26.1%となっている。

次に、主に発注者となっていて行っている業務を元請・中間下請・最終下請別にみると、大きな違いがみられるものとしては、「工数発注型のソフトウェア開発」において、元請では54.2%と中間下請の82.2%、最終下請の74.7%より小さいことがまず挙げられる。そのほかには、「データ入力」「コンサルティング」について、元請での比率が中間下請、最終下請での比率よりも高くなっている。

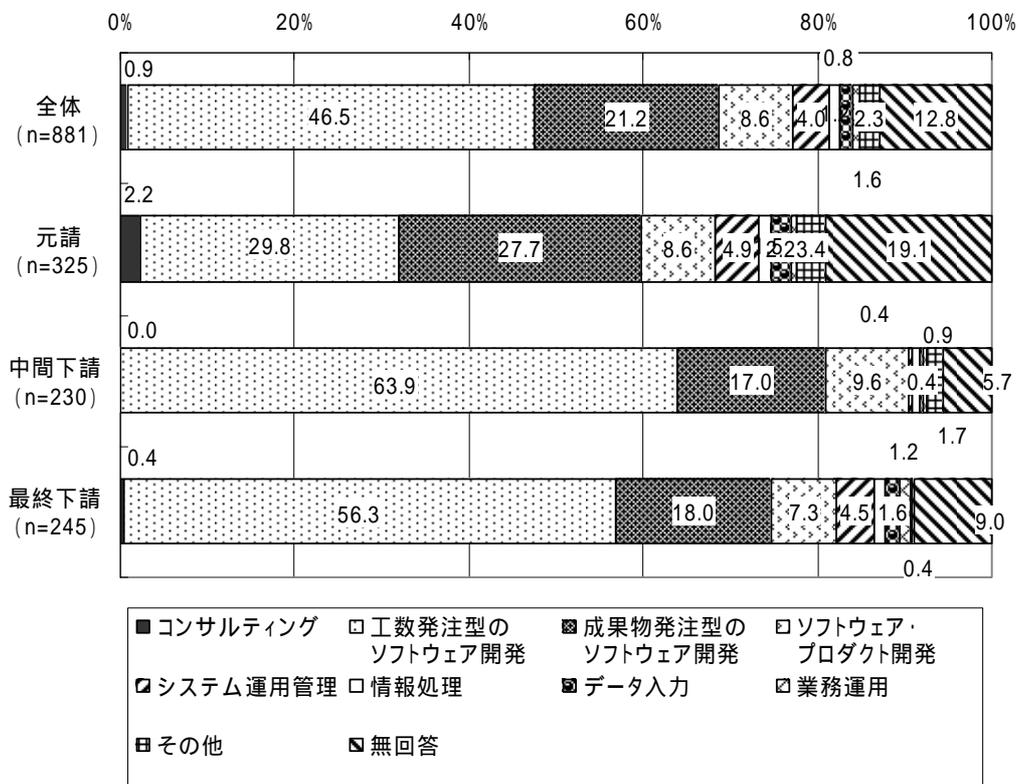
図表 4-1 発注者となって情報サービス事業者に発注する業務（問15：MA）



(2) 最も件数の多い発注業務 (問15-1:SA)

次に、最も件数の多い発注業務についてみたところ、全体としては、「工数発注型のソフトウェア開発」が46.5%と最も多く、それに「成果物発注型のソフトウェア開発」が21.2%で次いでいる。これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、顕著な違いは「工数発注型のソフトウェア開発」について元請と中間下請・最終下請の間にみられる。「工数発注型のソフトウェア開発」では元請では29.8%となっており、中間下請での63.9%、最終下請での56.3%よりもかなり小さい。一方で元請では「成果物発注型のソフトウェア開発」の割合が27.7%と、中間下請・最終下請での比率よりも大きくなっている。

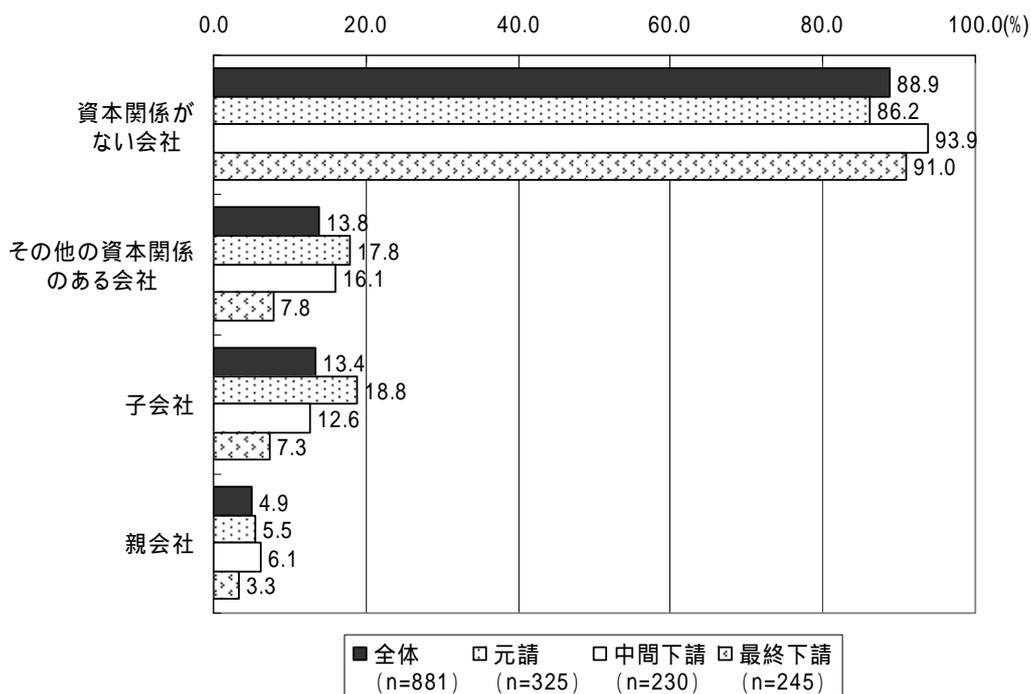
図表4-2 最も件数の多い発注業務 (問15-1:SA)



(3) 発注先との資本関係（問16：MA）

発注先と回答企業との資本関係について尋ねたところ、回答企業全体、および元請・中間下請・最終下請のいずれにおいても「資本関係がない会社」が9割前後と最も多くなっている。一方「子会社」については、元請で18.8%となっており、中間下請での12.6%、最終下請の7.3%よりも多くなっている。

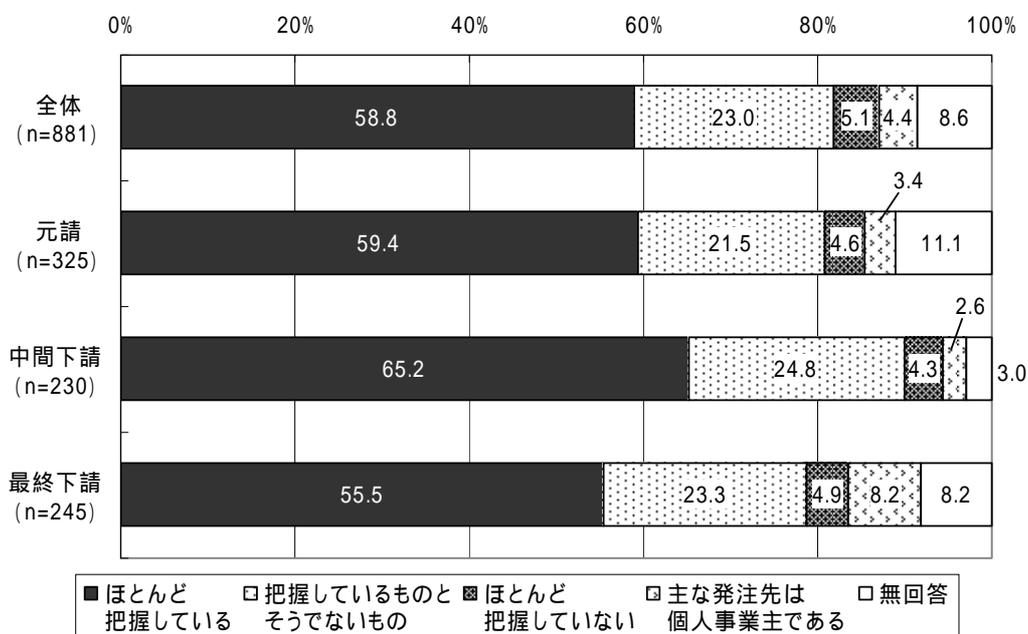
図表 4-3 発注先との資本関係（問16：MA）



(4) 発注先の資本金の把握状況（問17：SA）

発注先の資本金の把握状況を尋ねたところ、全体の58.8%で「発注先の資本金は、ほとんど把握している」との回答が最も多かった。また、「発注先の資本金は、把握しているものとそうでないものがある」が23.0%と次いで多くなっている。これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、中間下請では「発注先の資本金は、ほとんど把握している」が65.2%と、元請での59.4%、最終下請での55.5%より多くなっている。また、中間下請では「発注先の資本金は、把握しているものとそうでないものがある」についても24.8%と元請や中間下請での比率よりもやや大きく、全体として中間下請の企業において発注先の資本金の把握度合いが高いことがわかる。

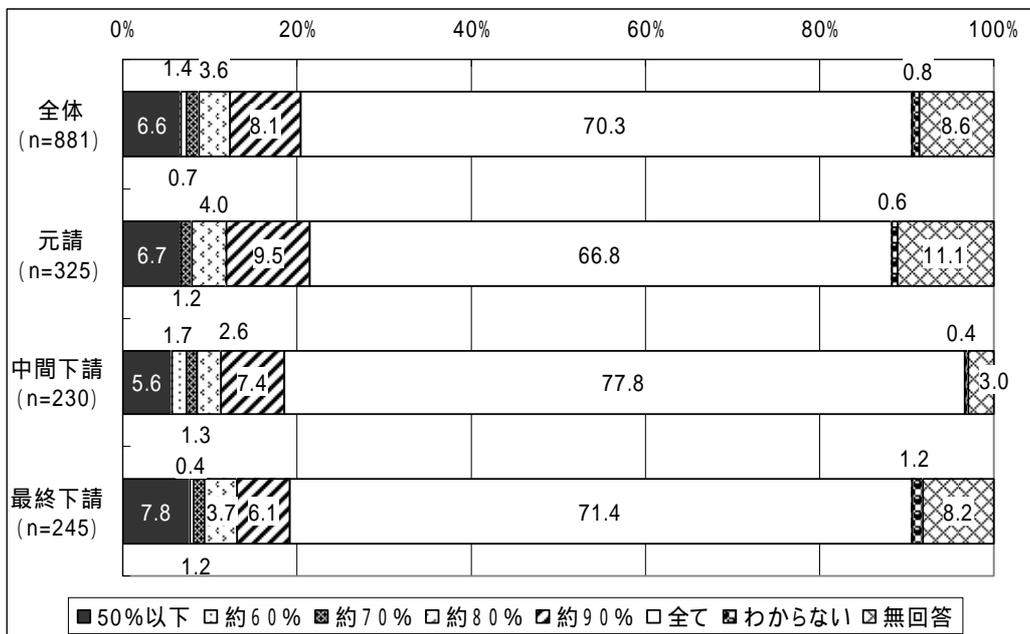
図表4-4 発注先の資本金の把握状況（問17：SA）



(5) 発注時点で書面による発注をした発注業務件数の割合（問18：SA）

回答企業から発注先に対しての発注方法について、発注時点で書面による発注をした発注業務件数の割合を尋ねたところ、「全て書面で発注している」とした企業は全体の70.3%で最も多くなっている。また、「約90%は書面で発注している」が8.1%、「約80%は書面で発注している」が3.6%となっており、全体で書面で発注するケースはかなり多いことがわかる。これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、全体の傾向との差は大きくないが、中間下請においては、「全て書面で発注している」とする割合が77.8%と、元請での66.8%、最終下請での71.4%よりも高くなっている。

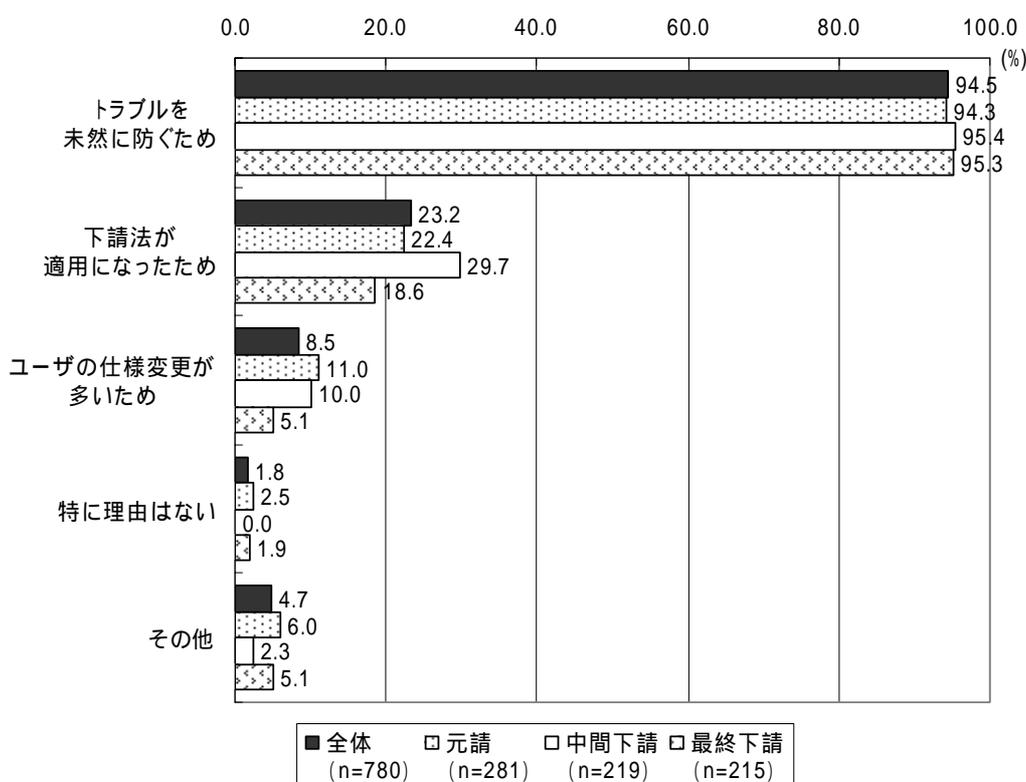
図表4-5 発注時点で書面による発注をした発注業務件数の割合（問18：SA）



(6) 発注時点で書面による発注を行う理由（問18-1：MA）

次に、発注時点で書面による発注を行っている回答企業に対して、発注時点で書面による発注を行う理由を尋ねたところ、元請・中間下請・最終下請のいずれにおいても「トラブルを未然に防ぐため」とする割合が90%を超えてもっとも多くなっている。次に多いのは、「下請法で定められたため」であり、全体の23.2%が回答している。当該項目については中間下請では29.7%と、元請での22.4%、最終下請での18.6%よりも大きくなっている。

図表4-6 発注時点で書面による発注を行う理由（問18-1：MA）

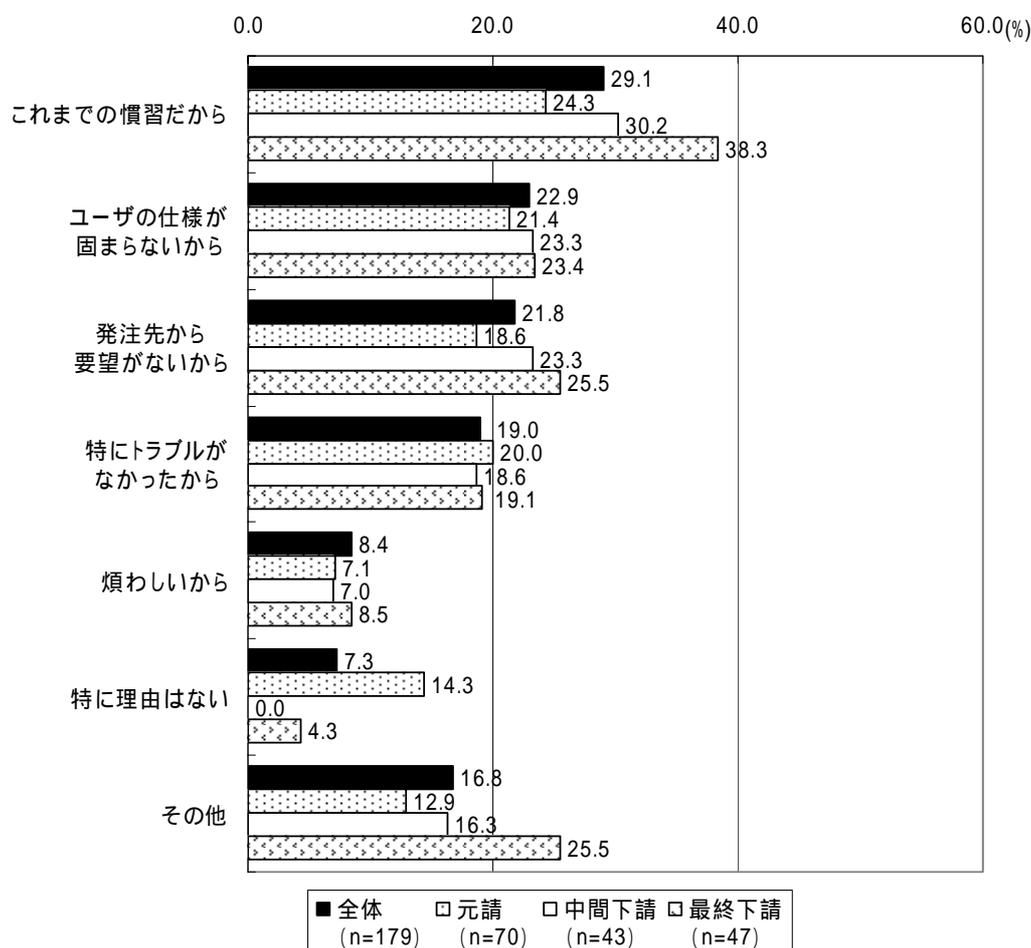


(7) 発注時点で書面による発注を行わない理由（問18-2：MA）

次に、全て書面で発注していると回答した企業以外の企業に対して、発注時点で書面による発注を行わない理由を尋ねたところ、全体では、「これまでの慣習だから」が29.1%と最も多く、これに「ユーザの仕様が固まらないから」22.9%、「発注先から要望がないから」21.8%、「特にトラブルがなかったから」19.0%が次いでいる。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、「これまでの慣習だから」については、最終下請では38.3%と高い割合になっているのが特徴である。そのほかの理由については、元請・中間下請・最終下請別の違いは大きくない。

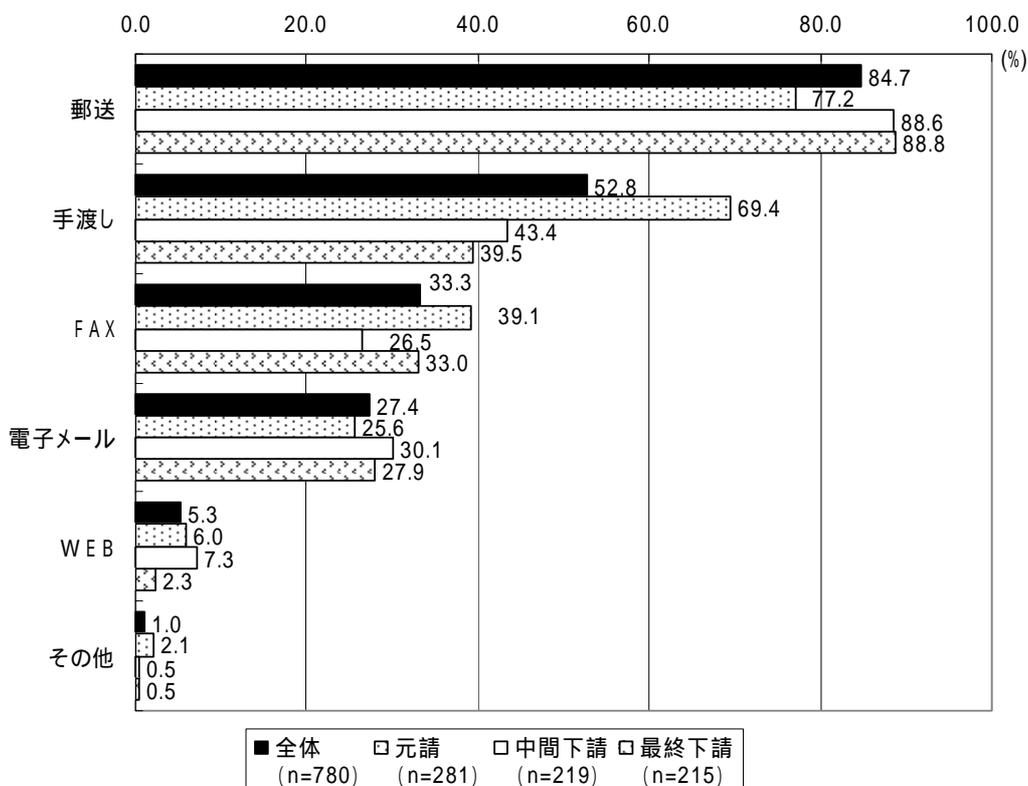
図表4-7 発注時点で書面による発注を行わない理由（問18-2：MA）



(8) 発注時点で書面による発注を行う際の方法（問19：MA）

回答企業が発注先に対して発注時点で書面による発注を行う際の方法を尋ねたところ、元請・中間下請・最終下請のいずれにおいても「郵送」とする回答が最も多いが、元請については77.2%と、中間下請での88.6%、最終下請の88.8%より小さくなっている。一方で、元請では「手渡し」と回答した割合が69.4%と、中間下請の43.4%、最終下請の39.5%よりもかなり大きくなっている。そのほか、「FAX」は全体の3割強、「電子メール」が全体の3割弱となっている。また、「WEB」による発注については全体の5.3%となっている。

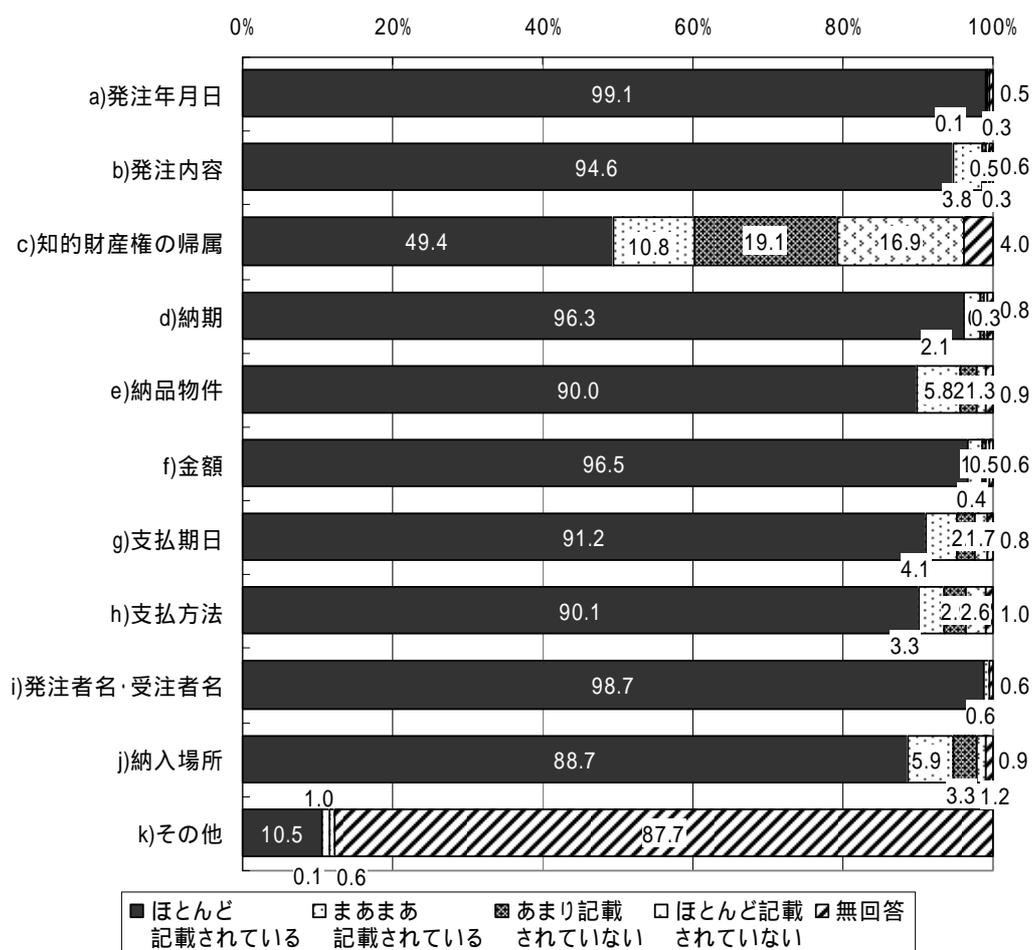
図表4-8 発注時点で書面による発注を行う際の方法（問19：MA）



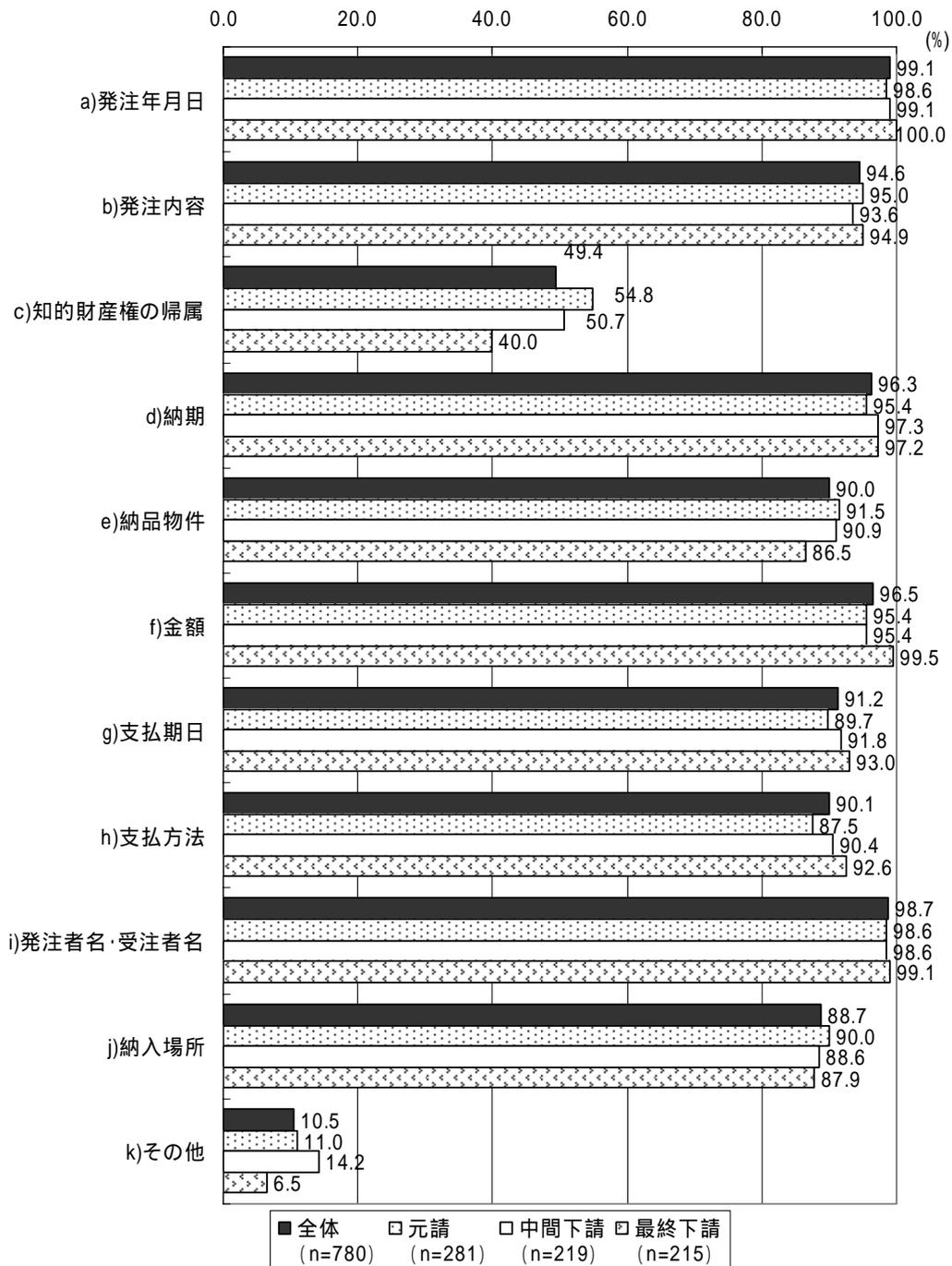
(9) 発注書面に記載されている項目（問20：SA）

発注時点の発注書面に記載されている項目について、その記載の程度を尋ねた。下図はその回答の中で各項目についての回答企業全体での構成比と、「ほとんど記載されている」とする割合を回答企業全体、および、元請・中間下請・最終下請別にみたものである。その結果、a)発注年月日、b)発注内容、d)納期、e)納品物件、f)金額、g)支払期日、h)支払い方法、i)発注者名・受注者名、については、いずれも9割以上で「ほとんど記載されている」としており、j)納入場所についても約9割で「ほとんど記載されている」としている。これらは、元請・中間下請・最終下請別にみても同様の結果となっている。一方で、c)知的財産権の帰属、については、「ほとんど記載されている」は49.4%であり、これに「まあまあ記載されている」の10.8%を足し合わせると約6割が記載されているとしている。

図表4-9 発注書面に記載されている項目（問20：SA）



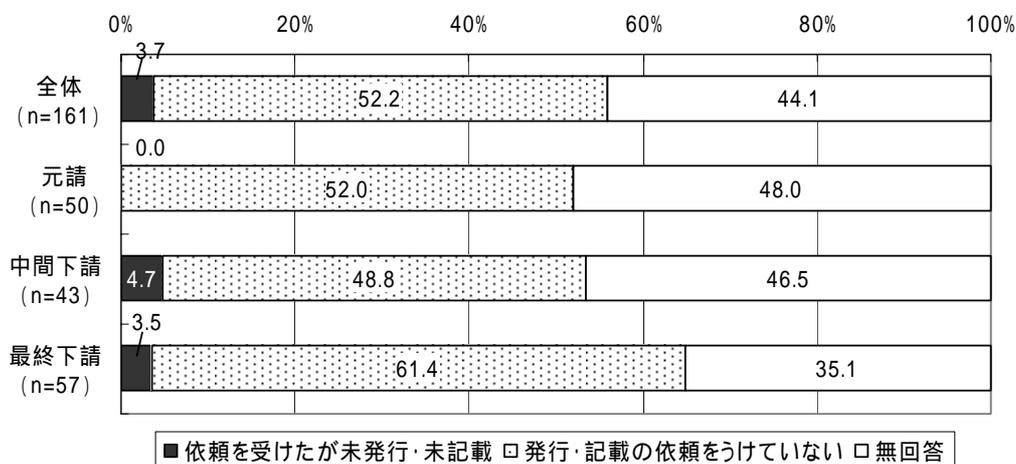
図表 4-10 発注書面に記載されている項目（「ほとんど記載されている」）の割合（問20：SA）



(10) 発注書の発行・記載がされない場合の対応（問20-1：SA）

「書面での発注書がない」、あるいは、上記で示した発注書面の各項目の中で一つでも「ほとんど記載されていない」ものがある企業に対して、発注書の発行・記載がされない場合にどのような対応をしているかを尋ねた。その結果、全体の52.2%が「発行・記載の依頼を受けていない」としており、「発注書の発行・記載の依頼を受けたが、未発行・未記載のままである」は3.7%にとどまっている。これを、元請・中間下請・最終下請別にみると大きな違いはみられないものの、最終下請においては「発行・記載の依頼を受けていない」の割合が61.4%となっており、元請での52.0%、中間下請での48.8%よりも大きくなっている。

図表4-11 発注書の発行・記載がされない場合の対応（問20-1：SA）

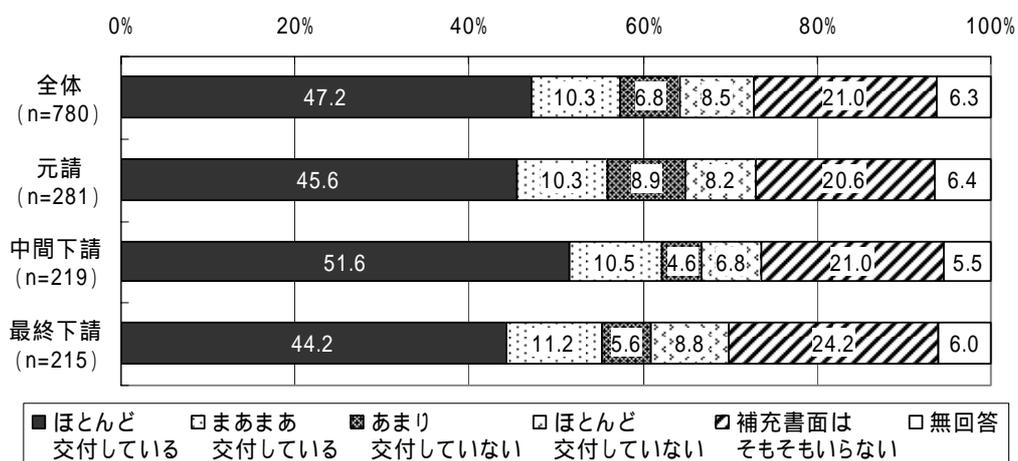


(11) 記載事項を記入していない場合の補充書面の適切な時期の交付（問21：SA）

当初の発注書に正当な理由があり記載事項が記入されていない場合に、補充書面が適切な時期に交付されているかを尋ねたところ、全体では47.2%が「ほとんど交付している」としており、これに「まあまあ交付している」の10.3%を足し合わせた57.5%で補充書面が適切な時期にほぼ交付されていることが分かる。一方で、「あまり交付していない」が6.8%、「ほとんど交付していない」が8.5%となっており、その他、「補充書面はそもそもいない」とする割合が21.0%となっている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみても、大きな違いはみられないが、中間下請では「ほとんど交付している」割合が51.6%となっており、元請での45.6%、最終下請での44.2%より多くなっているのが特徴である。

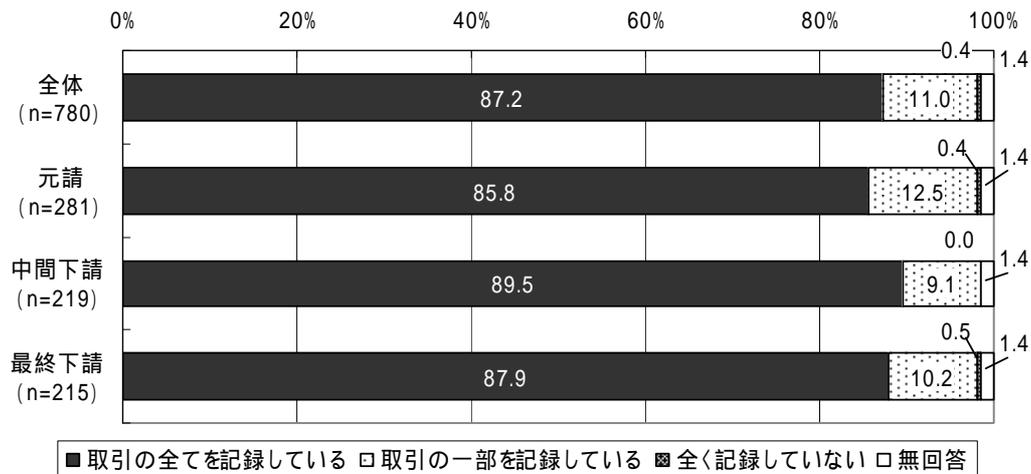
図表4-12 記載事項を記入していない場合の補充書面の適切な時期の交付
（問21：SA）



(12) 発注先との取引の記録（問22：SA）

発注先としての回答企業に対して、発注先との取引の記録の状況を尋ねたところ、「取引のすべてを記録している」が87.2%と多くを占めており、これに「取引の一部を記録している」の11.0%を足し合わせると、回答企業のほとんどで取引の記録が行われていることが分かる。なお、これを元請・中間下請・最終下請別にみても結果はほとんど同じになっている。

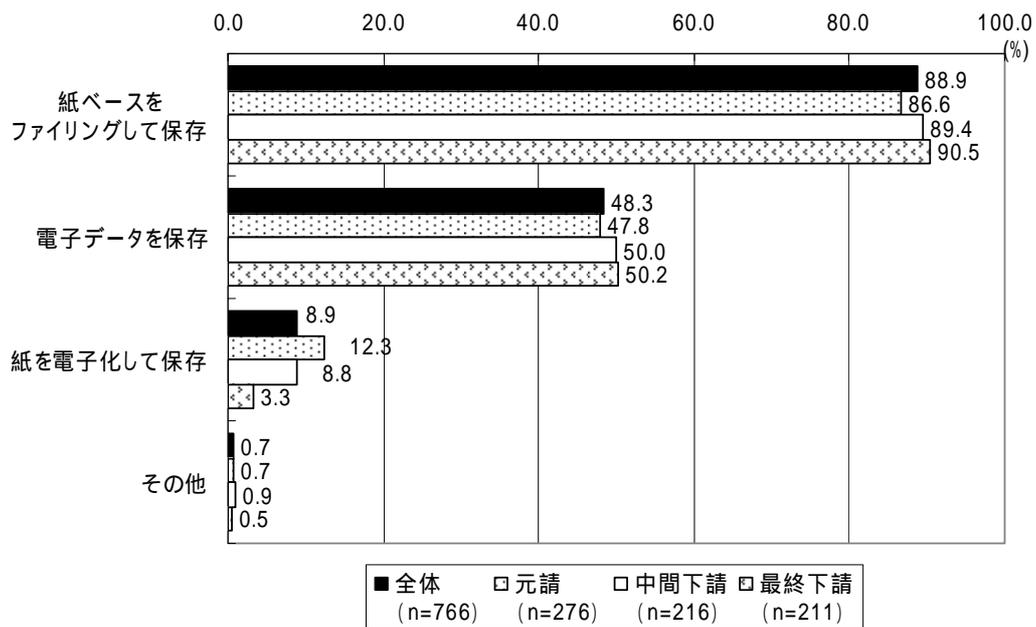
図表4-13 発注先との取引の記録（問22：SA）



(13) 発注先との取引上の記録の保存（問23：MA）

次に、発注先との取引の記録の保存について尋ねたところ、全体の88.9%では、「紙ベースをファイリングして保存」しており、それに次いで「電子データを保存」が48.3%で多くなっている。この結果については、元請・中間下請・最終下請別にもほとんど差がみられない。

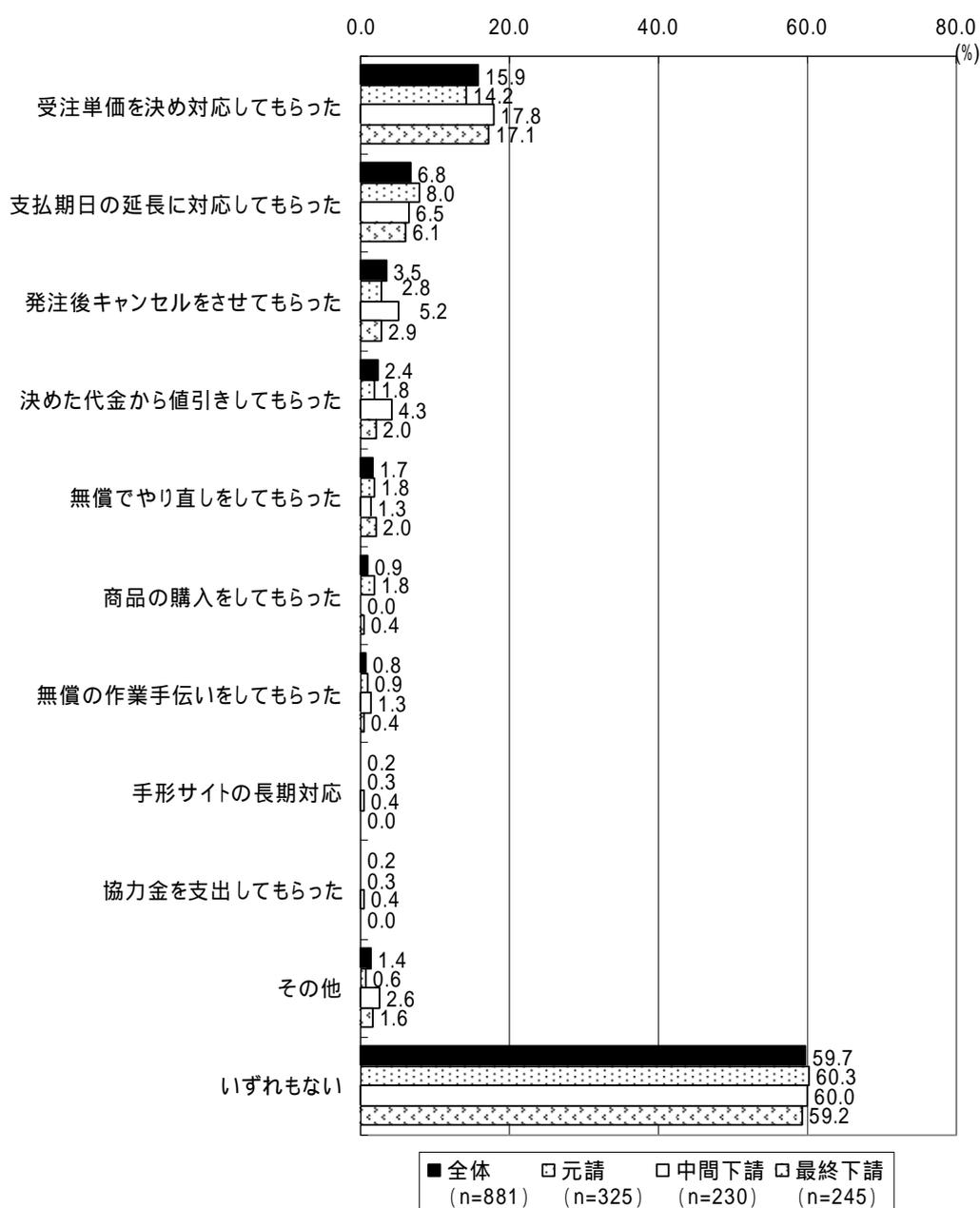
図表4-14 発注先との取引上の記録の保存（問23：MA）



(14) 発注者である場合の取引で発注先に対応してもらった行為 (問24:MA)

回答企業が発注者である場合の取引で発注先に対応してもらった行為を尋ねたところ、「いずれもない」が全体の59.7%と最も多くなっている。一方で、何らかの対応をしてもらった行為についてみると、「受注単価を自社で決め、その額で対応してもらった」が15.9%と最も多く、それに「代金の支払期日の延長に対応してもらった」の6.8%が続いている。これらの結果は、元請・中間下請・最終下請別にみてもほぼ同様となっている。

図表4-15 発注者である場合の取引で発注先に対応してもらった行為 (問24:MA)

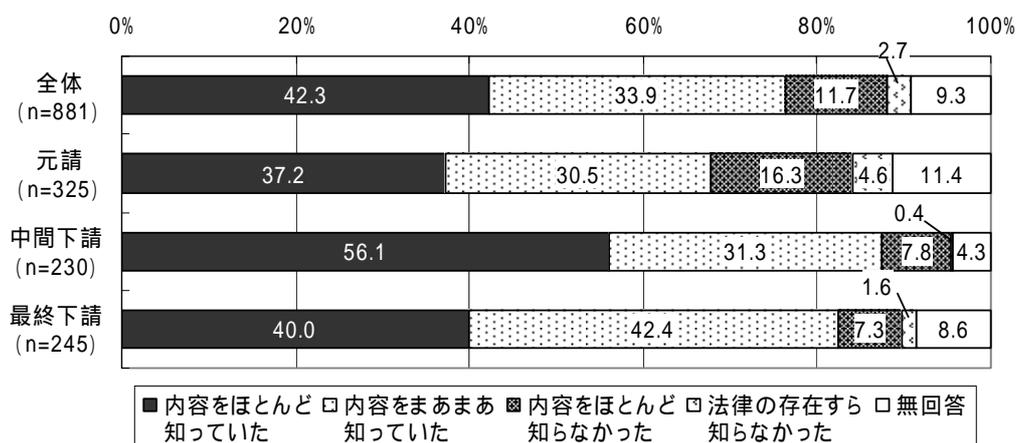


(15) 情報サービスに係わる下請代金支払遅延等防止法の認知（問25：SA）

下請法（下請代金支払遅延等防止法）の内容の認知度について尋ねたところ、全体の42.3%は「内容をほとんど知っていた」としており、これに「内容をまあまあ知っていた」の33.9%をあわせると、76.2%の企業で下請法の内容を知っていたことがわかる。一方で、「内容をほとんど知らなかった」は11.7%、「法律の存在すら知らなかった」は2.7%であった。

これを元請・中間下請・最終下請別にみると、元請においては「内容をほとんど知らなかった」、「法律の存在すら知らなかった」がそれぞれ16.3%、4.6%と、中間下請・最終下請での回答割合よりも大きくなっており、認知度が相対的に低いことが分かる。逆に、中間下請では「内容をほとんど知っていた」が56.1%となっており、認知度が高くなっている。

図表4-16 情報サービスに係わる下請代金支払遅延等防止法の認知（問25：SA）

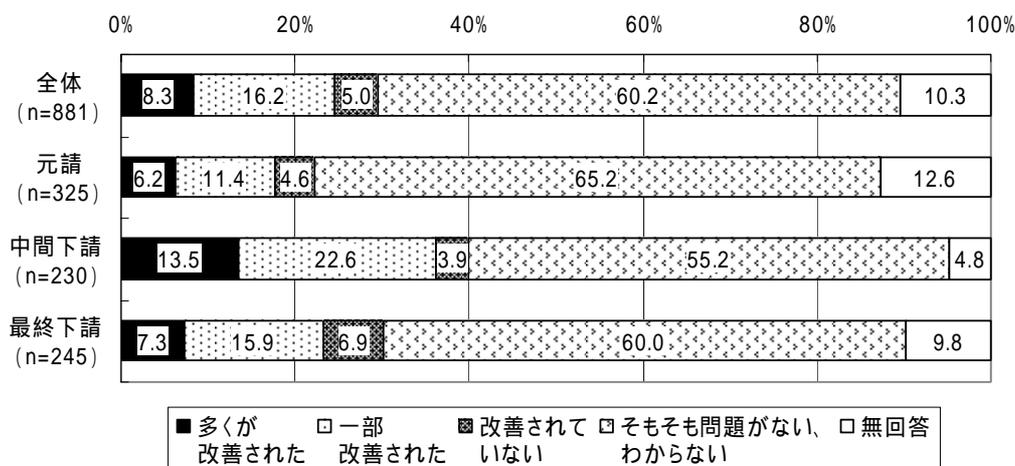


(16) 発注先との関係の改善（問26：SA）

情報サービスに係る委託取引が下請法の対象となった2004年4月1日以降、発注先との関係が改善されたかを尋ねたところ、全体では60.2%で、「そもそも問題がない、わからない」との回答が最も多くなっている。次に多いのが、「一部改善された」の16.2%であり、これに「多くが改善された」の8.3%をあわせると、3割近くが改善されたとしている。一方で、「改善されていない」割合が5.0%ある。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、中間下請において、「そもそも問題がない、わからない」が55.2%と元請での65.2%、最終下請での60.0%よりも小さく、中間下請において下請法の対象となる以前において問題点が多かったことが示唆される。また、中間下請では、情報サービスに係る委託取引が下請法の対象となった2004年4月1日以降、発注先との関係について、「多くが改善された」「一部改善された」がそれぞれ13.5%、22.6%と元請・最終下請での回答割合よりも大きくなっており、下請法の対象となったことによる発注先との関係の改善度合いが大きいことが分かる。

図表4-17 発注先との関係の改善（問26：SA）

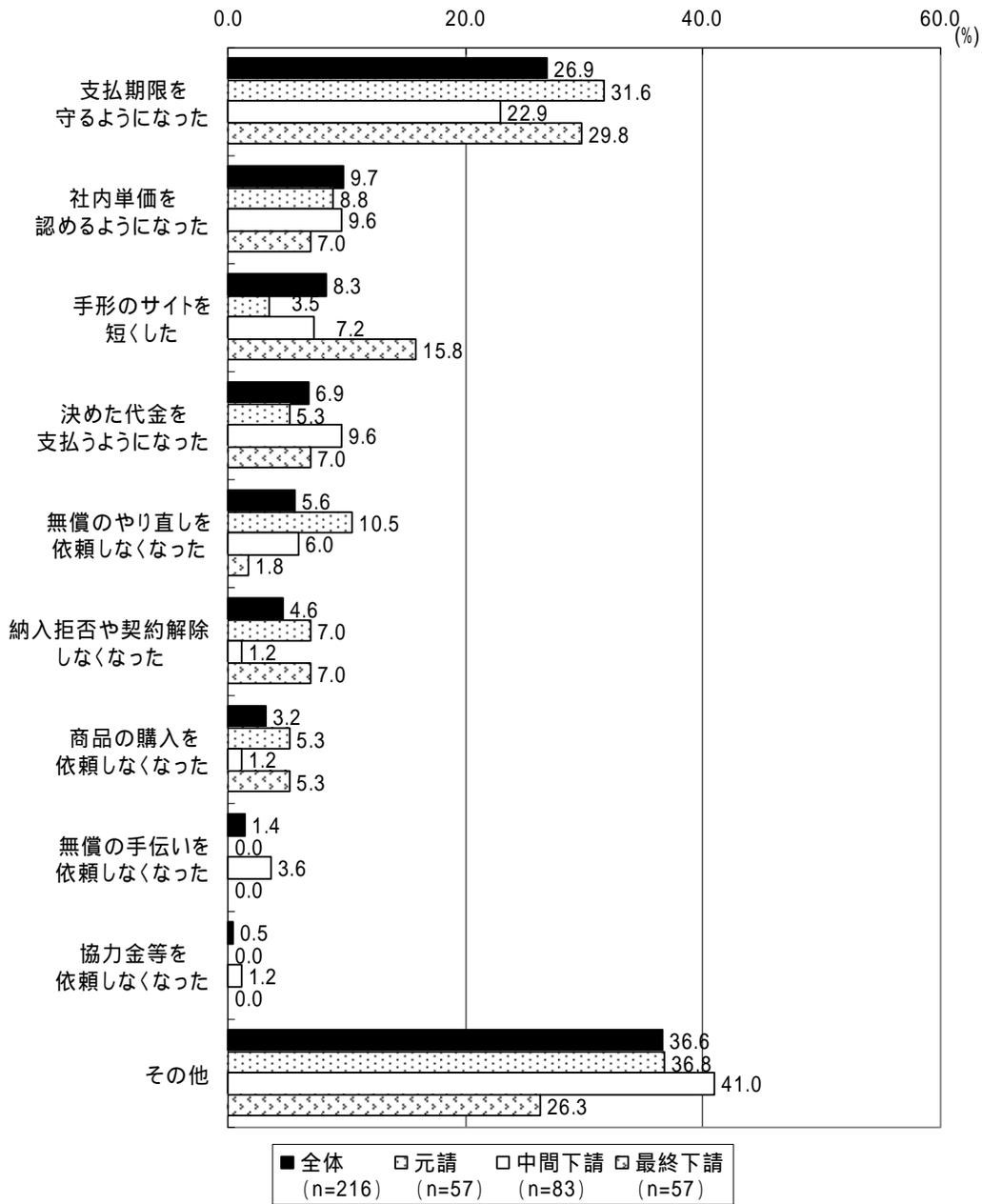


(17) 改善された点（問26-1：MA）

2004年4月1日以降、発注先との関係が「多くが改善された」あるいは「一部改善された」と回答した企業に対して、どのような点が改善されたかを尋ねたところ、全体では「代金の支払い期限を守るようになった」が26.9%と最も多くなっている。また、これに次いで多くみられるのが、「通常の社内単価を認めるようになった」が9.7%、「代金支払いの手形のサイトを短くした」が8.3%となっている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、大きな差はみられないが、「代金の支払い期限を守るようになった」について、中間下請での回答割合が22.9%と、元請での31.6%、最終下請での29.8%よりもやや小さくなっている。また、「代金支払いの手形のサイトを短くした」について、最終下請での回答割合が15.8%と、元請での3.5%、中間下請での7.2%より大きいことが特徴としてみられる。

図表 4-18 改善された点 (問 26-1 : MA)

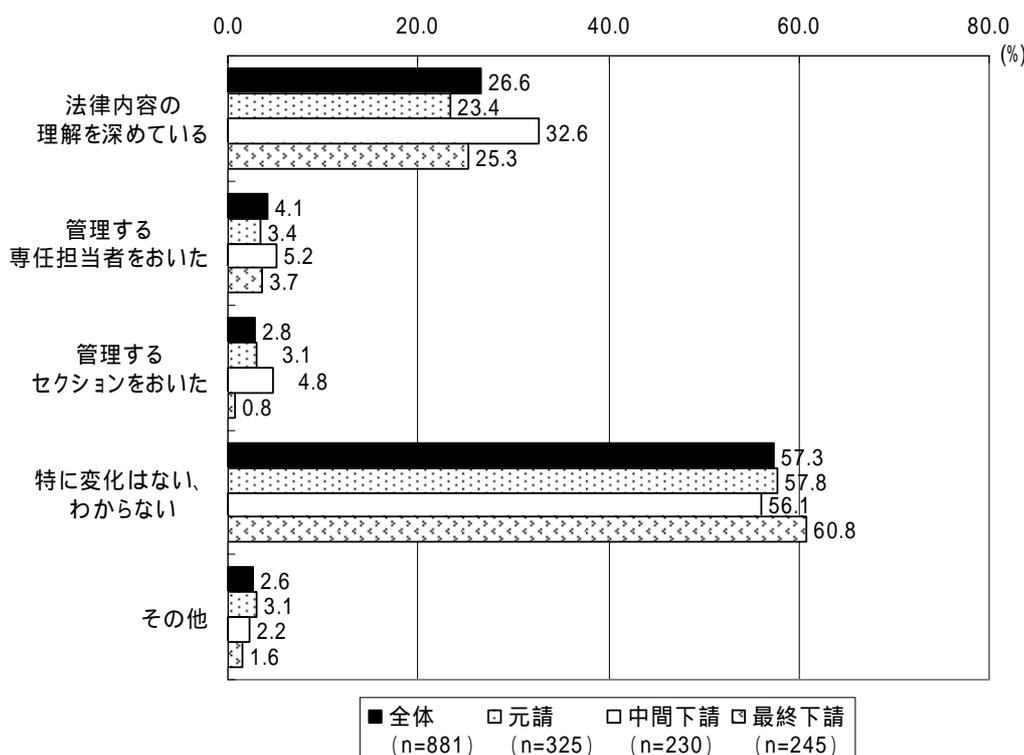


(18) 下請法改正による発注者としての体制面での変化（問27：MA）

下請法改正による発注者としての体制面での変化について尋ねたところ、全体では「特に変化はない、わからない」が57.3%と最も多くなっているが、変化があった内容としては、「社内説明会や外部セミナーを受講するなど、法律内容の理解を深めている」が26.6%と最も多くなっている。その他、「発注先を統括的、一元的に管理する専任担当者をおいた」が4.1%、「発注先を統括的、一元的に管理するセクションをおいた」が2.8%となっている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみたところ、変化のあった点としては、「社内説明会や外部セミナーを受講するなど、法律の内容の理解を深めている」について、中間下請での回答割合が32.6%と元請での23.4%、最終下請での25.3%よりも大きくなっていることが挙げられる。

図表4-19 下請法改正による発注者としての体制面での変化（問27：MA）

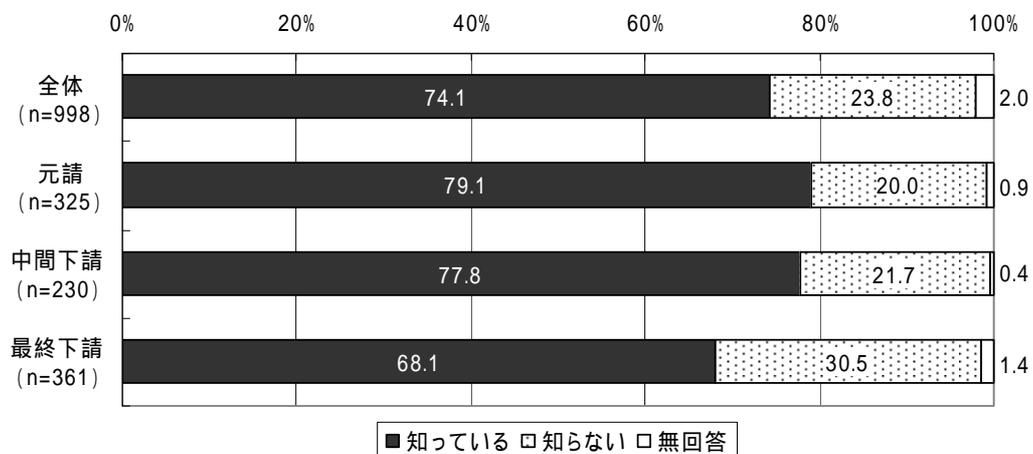


5 . 受発注 EDI について

(1) 受発注 EDI の認知 (問 3 3 : S A)

受発注 EDI の認知度を尋ねたところ、全体では 74.1% が「知っている」としており、「知らない」のは 23.8% であった。これを元請・中間下請・最終下請別にみると、元請、中間下請では、いずれも 8 割弱の企業では「知っている」としているが、最終下請では「知っている」とする割合は 68.1% と元請・中間下請よりやや小さくなっている。

図表 5 - 1 受発注 EDI の認知 (問 3 3 : S A)

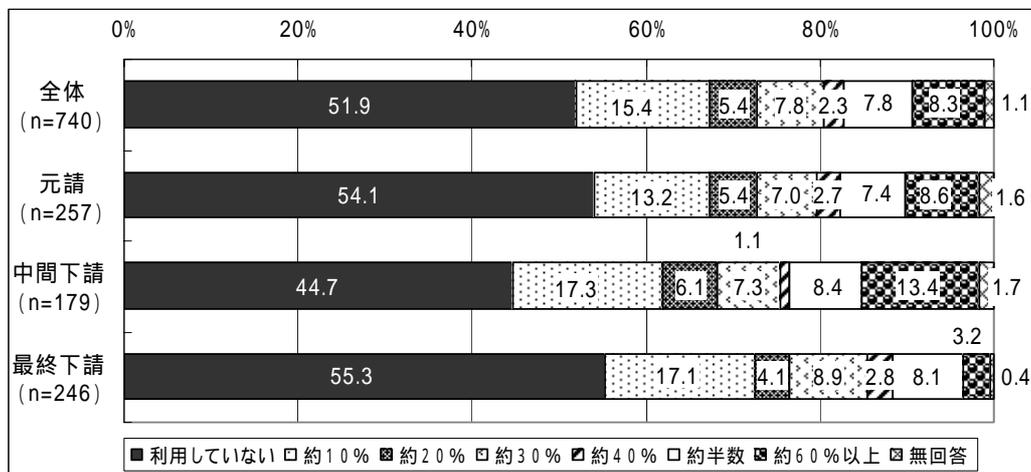


(2) 受発注件数に対する受発注EDIの利用割合（問34：SA）

受発注件数に対する受発注EDIの利用割合を尋ねたところ、全体では51.9%で「利用していない」が最も多くなっており、これに「約10%利用している」の15.4%が次いでいる。「約半数利用している」及び「約60%以上利用している（「約60%利用している」から「すべて利用している」の合計）」を足し合わせると16.1%となっており、利用度合いは全体としてあまり高くないことが分かる。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、中間下請において「利用していない」が44.7%と低い反面、「約60%以上利用している」が13.4%となるなど、元請・最終下請よりも受発注EDIを利用している割合がやや高いことが窺われる。

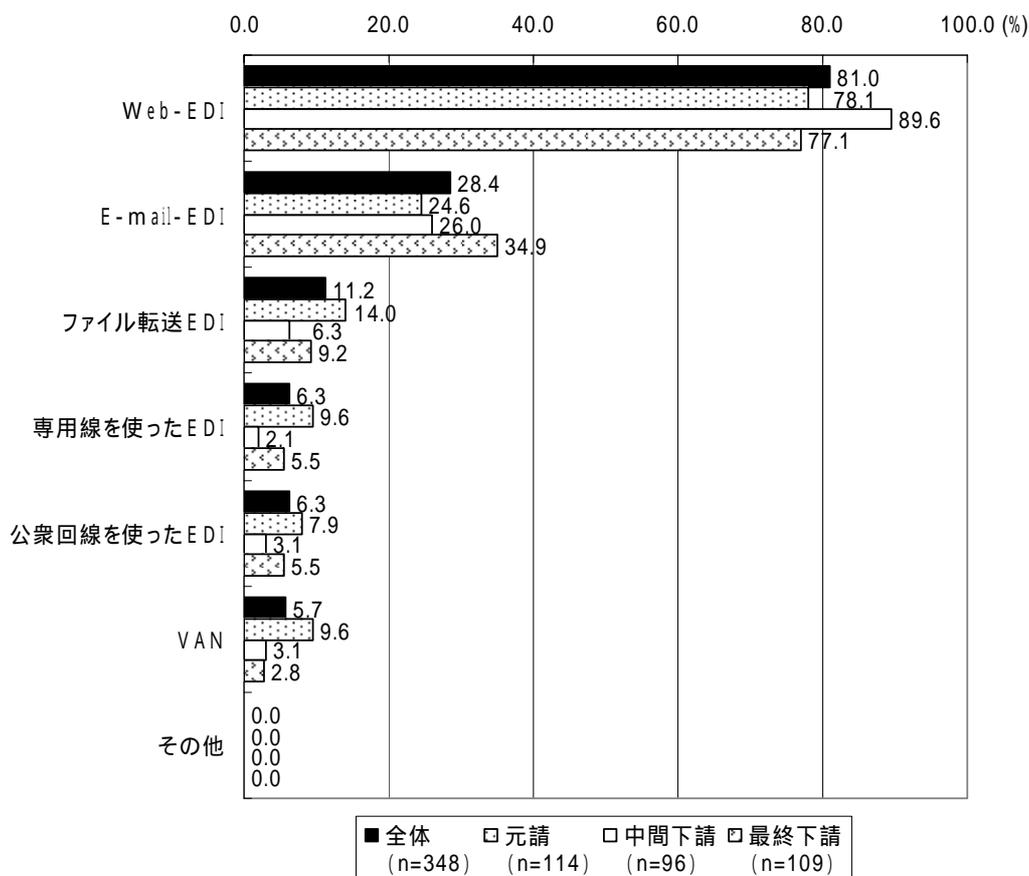
図表5-2 受発注件数に対する受発注EDIの利用割合（問34：SA）



(3) 利用している受発注EDIの型(問35:MA)

次に、受発注EDIを利用している企業に対して、利用している受発注EDIの型を尋ねたところ、全体では「Web-EDI」が81.0%と最も多くなっている。次いで多いのが、「E-mail-EDI」の28.4%となっている。これは元請・中間下請・最終下請別にも大きな違いはみられないが、中間下請においては「Web-EDI」の割合が89.6%と、元請での78.1%、最終下請での77.1%よりも高くなっている。

図表5-3 利用している受発注EDIの型(問35:MA)

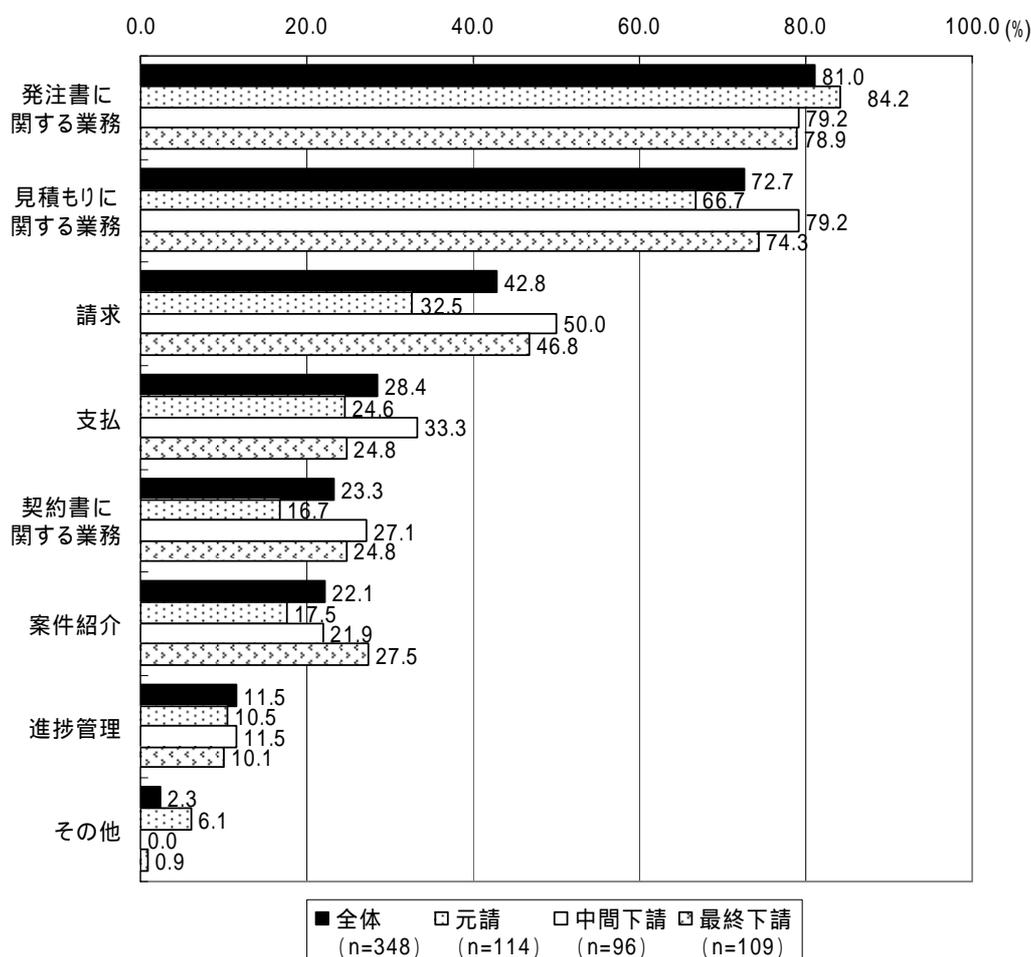


(4) 受発注 E D I で行っている業務 (問 3 6 : M A)

次に、受発注 EDI を利用している企業に対して、受発注 EDI で行っている業務を尋ねたところ、全体では、「発注書に関する業務」が 81.0%と最も多く、これに「見積もりに関する業務」が 72.7%で次いでいる。その他、「請求」が 42.8%、「支払」が 28.4%、「契約書に関する業務」が 23.3%、「案件紹介」が 22.1%、「進捗管理」が 11.5%となっている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、概ね同様の傾向が見られるが、特徴的なのは、元請では「見積もりに関する業務」「請求」において中間下請や最終下請よりも受発注 EDI で行っている割合が小さいことが挙げられる。

図表 5 - 4 受発注 E D I で行っている業務 (問 3 6 : M A)

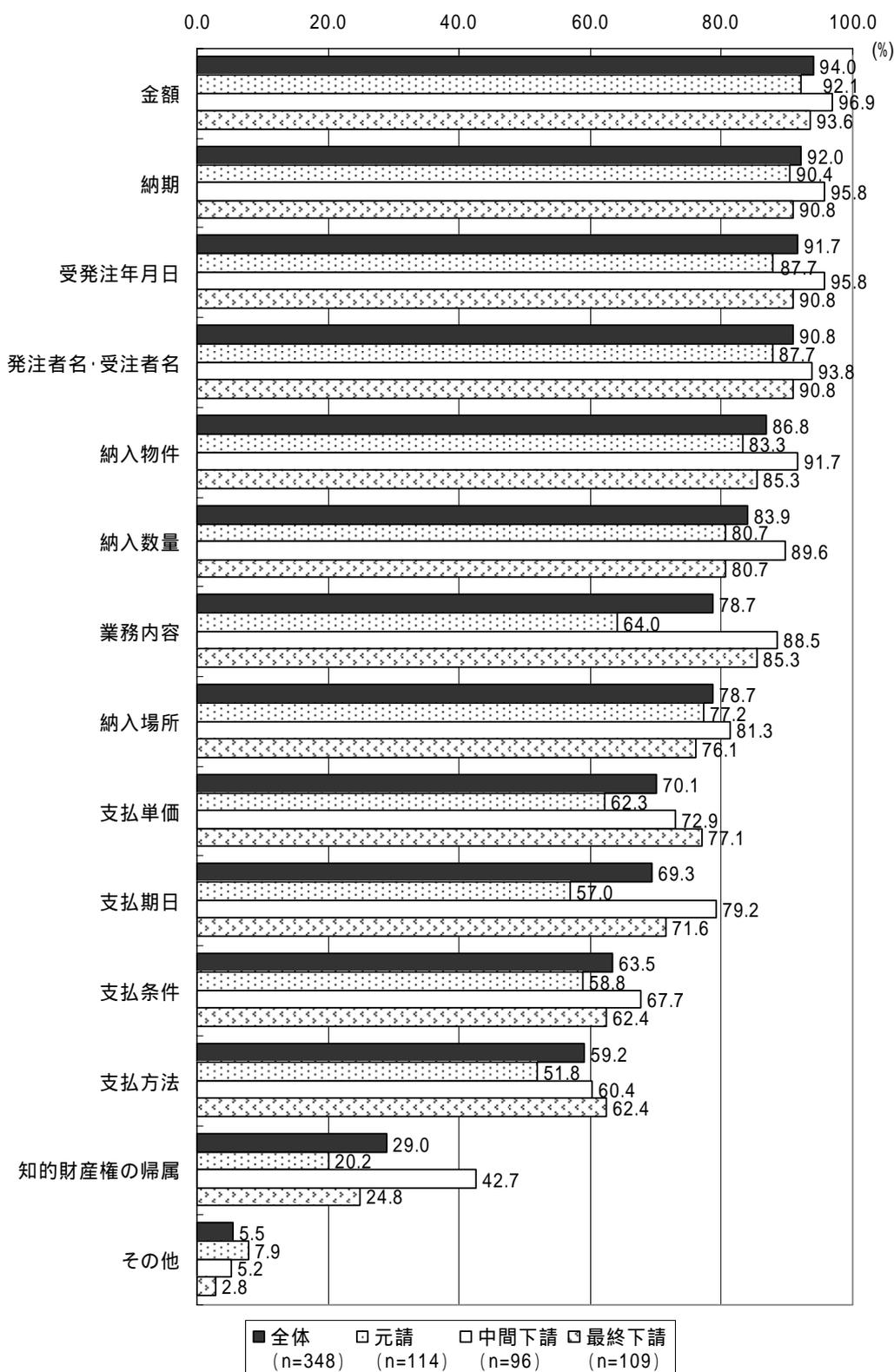


(5) 受発注 EDI で交換しているデータ (問 37 : MA)

次に、受発注 EDI を利用している企業に対して、利用している受発注 EDI で交換しているデータを尋ねたところ、全体では「金額」が 94.0% と最も多いが、「納期」「受発注年月日」「発注者名・受注者名」については、いずれも 9 割を超えて多く交換されているデータであることが分かる。また、「納入物件」「納入数量」「業務内容」「納入場所」についても 8 割前後となっており、多く交換されているデータであると考えられる。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると回答割合の傾向はほぼ同じであるが、中間下請においては、ほぼすべてのデータにおいて回答割合が高く、より多くのデータが受発注 EDI によって交換されていることが窺われる。

図表 5-5 受発注EDIで交換しているデータ(問37:MA)

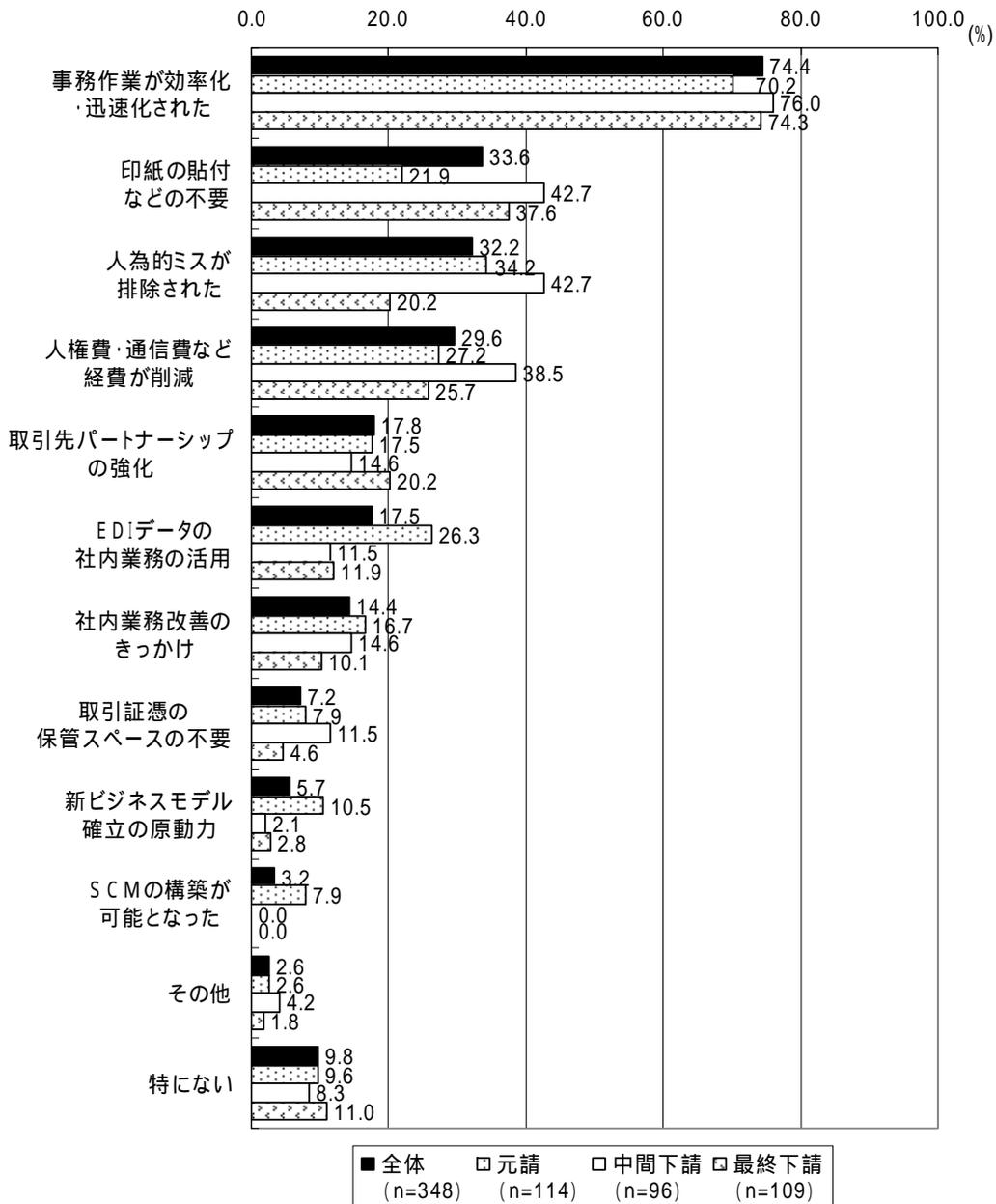


(6) 受発注 EDI 導入によって得られた効果 (問 38 : MA)

受発注 EDI を利用している企業に対して、受発注 EDI 導入によって得られた効果を尋ねたところ、全体では「事務作業が効率化・迅速化された」が 74.4%と最も多くなっている。これに次いで多いのは、「印紙の貼付などが不要になった」33.6%、「人為的ミスが排除された」32.2%、「人件費・通信費など、経費が削減された」29.6%となっている。

この結果を、元請・中間下請・最終下請別に見ると、特徴的なのは、中間下請において「印紙の貼付などが不要になった」「人為的ミスが排除された」「人件費・通信費など、経費が削減された」の割合が元請・最終下請での割合よりも大きくなっていることが挙げられる。一方で、元請においては「EDI データを社内業務に活用できた」とする割合が 26.3%と、中間下請・最終下請での割合よりも大きくなっている。

図表 5-6 受発注EDI導入によって得られた効果（問38：MA）

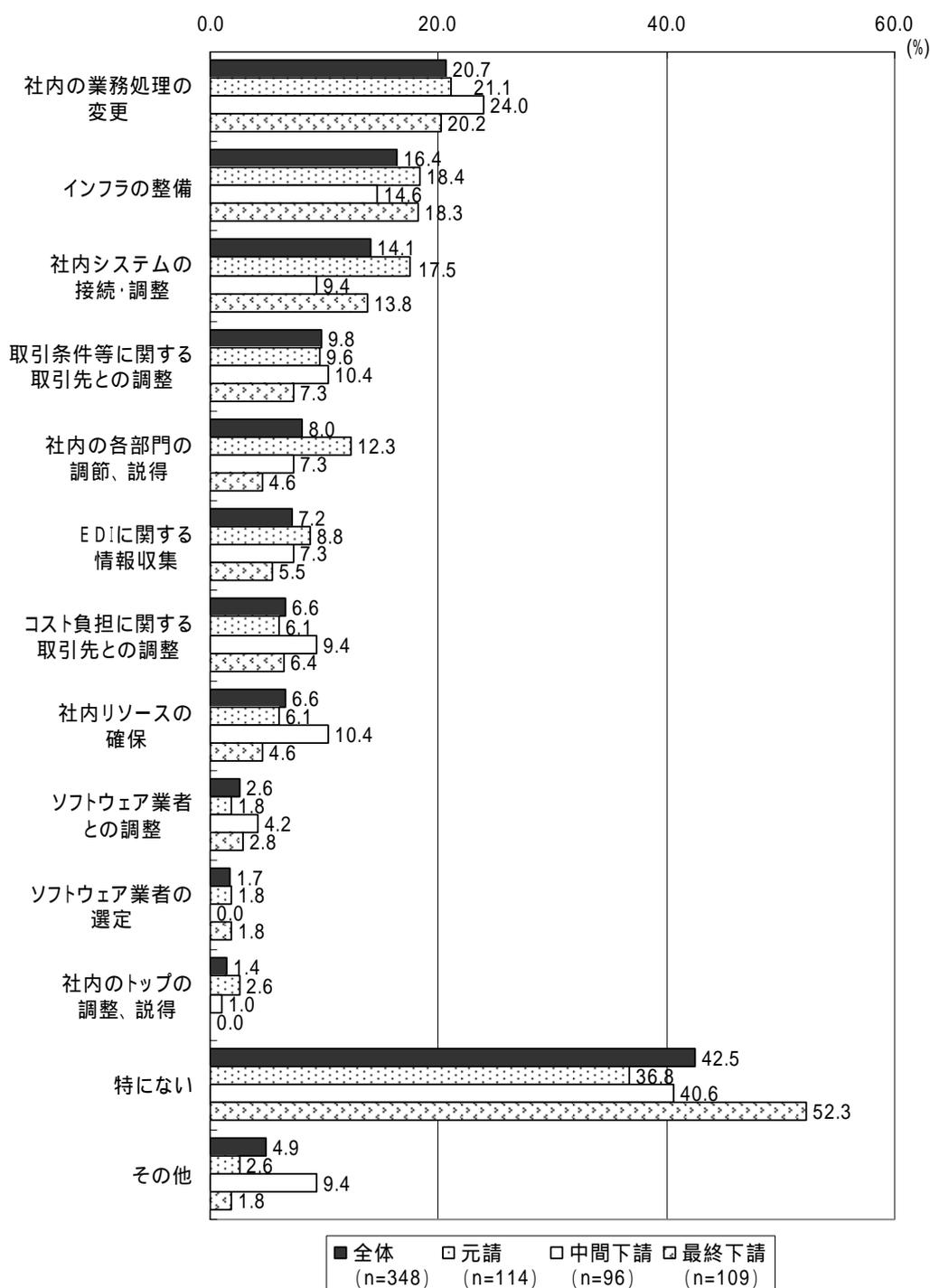


(7) 受発注 E D I の導入・拡大の際に困ったこと (問 3 9 : M A)

受発注 EDI を利用している企業に対して、受発注 EDI の導入・拡大の際に困ったことを尋ねたところ、全体では「特にない」が 42.5%と最も多く、受発注 EDI の導入・拡大の際の問題点は少ないことが窺われる。一方で、受発注 EDI の導入・拡大の際に困ったこととしては、「社内の業務処理の変更」が 20.7%と最も多く、これに、「インフラの整備」16.4%、「社内システムの接続・調整」14.1%が続いている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、最終下請では「特にない」が 52.3%となっており、元請での 36.8%、中間下請での 40.6%よりも多くなっており、逆にみると、元請・中間下請・最終下請の順に問題点が多いことが窺われる。具体的な問題点については、元請・中間下請・最終下請での違いは大きくはないが、中間下請では「社内の業務処理の変更」「社内リソースの確保」とする割合が元請・最終下請に比べてやや高く、元請については、「社内システムの接続・調整」「社内の各部門の調整、説得」の回答割合が中間下請・最終下請に比べてやや高いのが特徴である。

図表 5-7 受発注 E D I の導入・拡大の際に困ったこと (問 3 9 : M A)

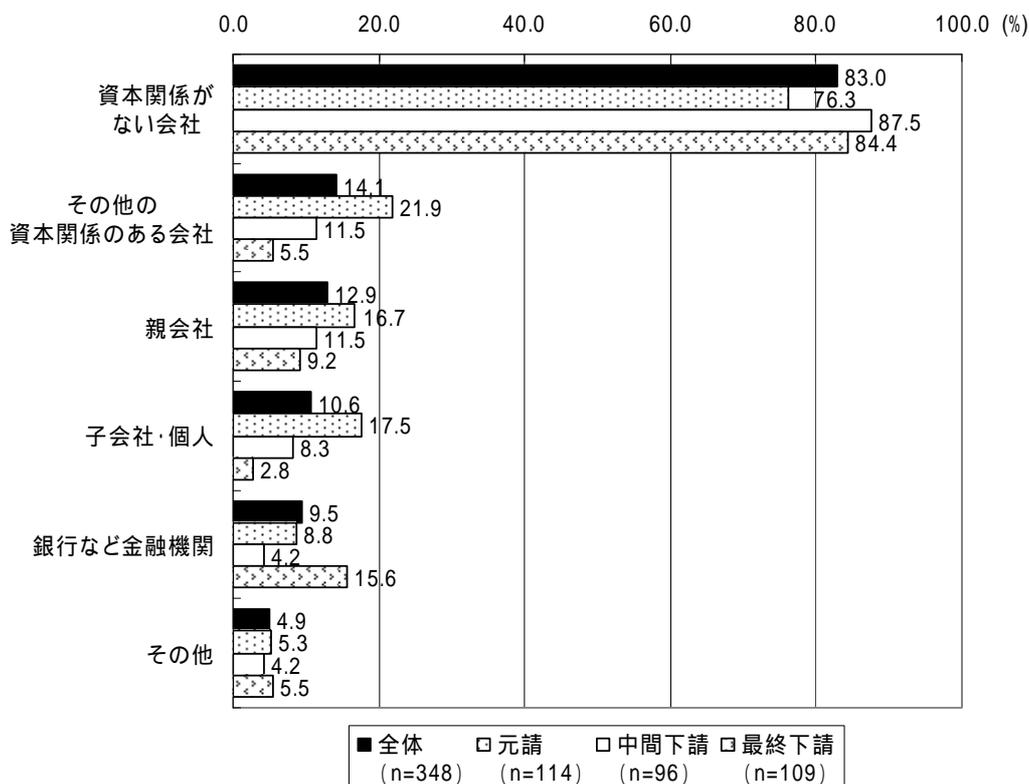


(8) 受発注 E D I を利用した取引をしている範囲 (問 4 0 : M A)

受発注 EDI を利用している企業に対して、受発注 EDI を利用した取引をしている範囲を尋ねたところ、全体では「資本関係がない会社」が 83.0% と最も多くなっている。このほか、「(親会社、子会社・個人以外の) その他の資本関係のある会社」が 14.1%、「親会社」が 12.9%、「子会社・個人」が 10.6%、「銀行など金融機関」が 9.5% と 10% 前後となっている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、大きな違いはみられないが、元請では「資本関係がない会社」とする割合がやや低くなっている。反面、元請では「その他の資本関係のある会社」「親会社」「子会社・個人」など、資本関係のある会社との間の取引で受発注 EDI を利用した取引が多くなっていることが分かる。

図表 5-8 受発注 E D I を利用した取引をしている範囲 (問 4 0 : M A)

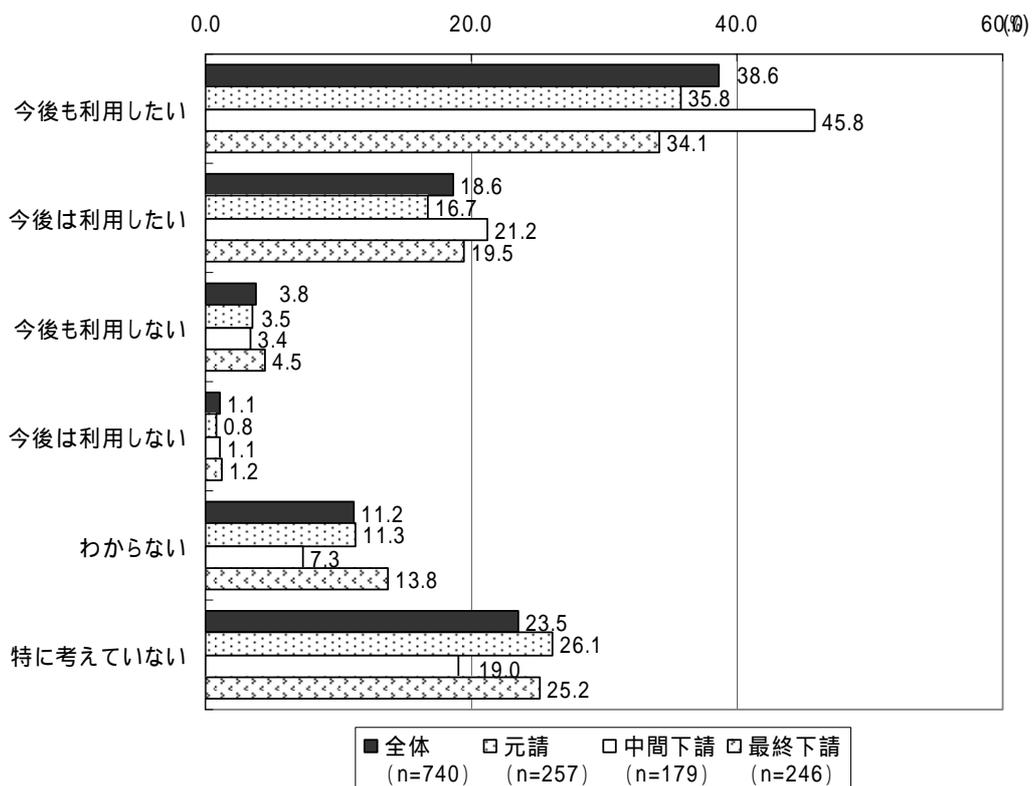


(9) 今後受発注EDIの利用意向(問41:SA)

受発注EDIを利用している企業に対して、受発注EDIを利用した取引をしている範囲を尋ねたところ、全体では「既に利用しており、今後も受発注EDIは利用したい」が38.6%と最も多く、これに「利用していないが、今後は受発注EDIを利用したい」の18.6%を足し合わせると、全体の6割近くが今後の利用意向を持っていることが分かる。逆に利用意向がない企業はほとんどなく、残りは「分からない」あるいは「特に考えていない」となっている。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、中間下請において「既に利用しており、今後も受発注EDIは利用したい」が45.8%、「利用していないが、今後は受発注EDIを利用したい」が21.2%となっており、今後の利用意向の割合が高くなっている。

図表 5-9 今後受発注EDIの利用意向(問41:SA)

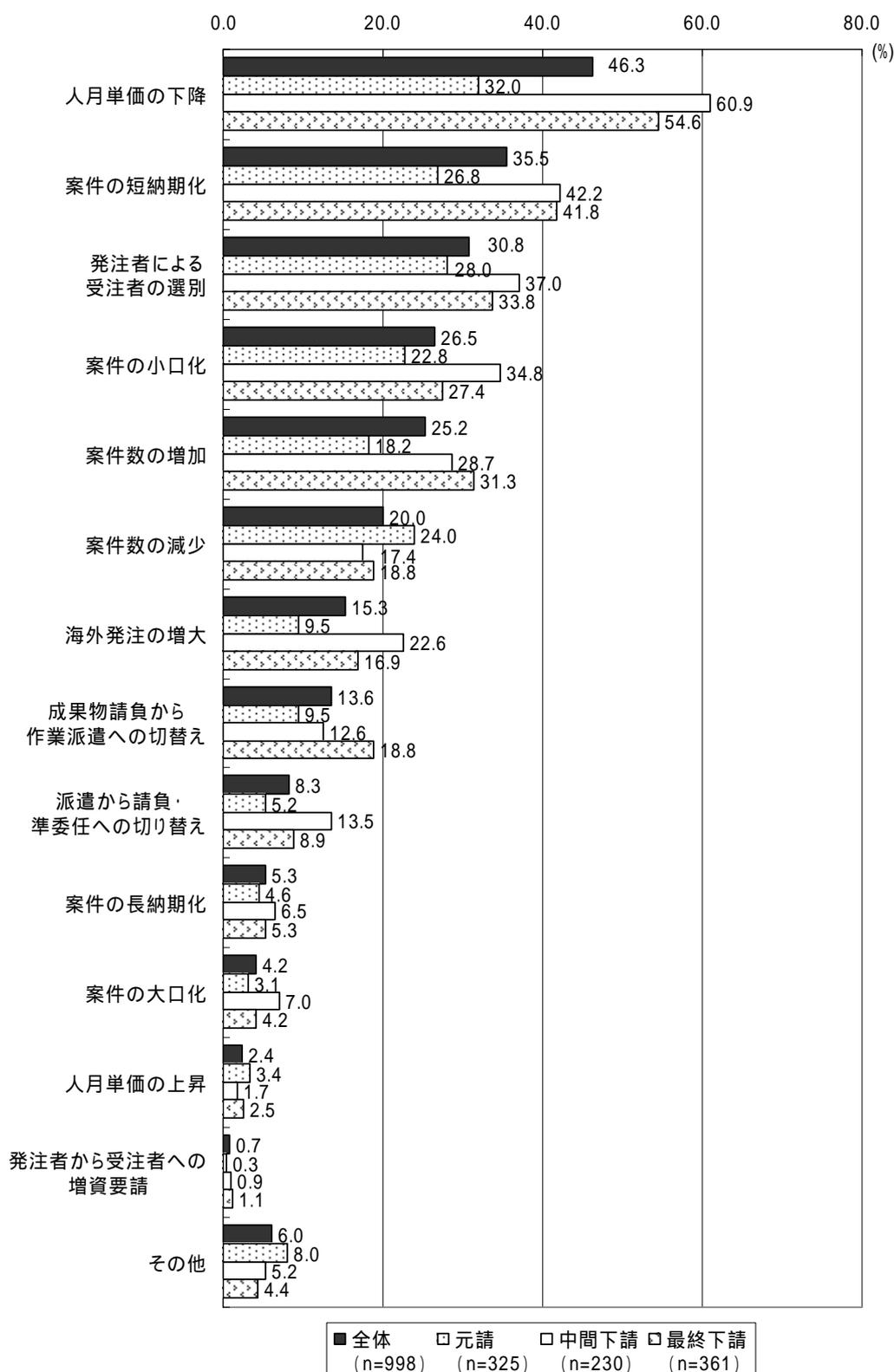


6 . 取引全体の傾向として感じることを尋ねたところ (問42 : MA)

回答企業に対して、取引全体の傾向として感じることを尋ねたところ、全体では「人月単価の下降」が46.3%と最も多く、これに、「案件の短納期化」35.5%、「発注者による受注者の選別」30.8%が続いており、受注者側には厳しい環境になりつつあることが分かる。

これを、元請・中間下請・最終下請別にみると、いずれの項目に対しても元請での回答割合が低くなっていることがまず特徴としてあげられる。その中で、元請と中間下請・最終下請での格差が特に大きいのは、「人月単価の下降」であり、元請では32.0%であるのに対して、中間下請・最終下請では、それぞれ60.3%、54.6%となっている。

図表 6-1 取引全体の傾向として感じること（問42：MA）



情報サービス業界の委託取引等に関するアンケート調査

2004年11月
UFJ 総合研究所

このアンケート調査は、(株)UFJ 総合研究所が、経済産業省の委託を受けて行う「情報サービス業界の委託取引等に関する調査研究」の一環として、企画し実施させて頂くものです。別紙に記載させて頂いております本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

～ ご記入にあたって ～

ご記入は黒または青のボールペン、万年筆、濃いめの鉛筆をご使用ください。

ご回答は、直接 の中に記入してください。回答項目が用意されている場合は、あてはまる項目の番号に 印を記入してください。問によっては、回答を自由に記入頂くものもあります。また「その他()」にあてはまる場合は、ご面倒でもなるべく詳しくご記入ください。

この調査は無記名式で、統計的に処理致しますので、個人の意見や考えなどが公表されることは一切ありません。ご自由にお答えください。

個人で事業を行っている方は、大変恐縮ですが、文中の「貴社」を「あなた」などに読み替えてご回答ください。

ご記入頂きましたアンケート用紙は、お手数ですが、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、**11月26日(金)までに**ポストに投函してください。

この調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

- 調査の主旨・目的について

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 TEL: 03-3501-2646 担当: 山田和伸

- アンケートの記入方法、設問内容について

(株)UFJ 総合研究所 経済・社会政策部 TEL: 03-3572-9033 担当: 豊島、横山、谷川

お問い合わせ受付時間: 月～金曜日 午前10時～午後5時

問6 発注企業が受注者である貴社に、発注時点で書面による発注を行う際の方法はなんですか。あてはまるもの全てにをつけてください。

| | |
|----------|---------------------|
| 1. 郵送 | 4. WEB |
| 2. FAX | 5. 手渡し |
| 3. 電子メール | 6. その他（具体的に： _____） |

問7 発注時点の発注書面に記載されている項目について、a)～k)のそれぞれの項目について、1～4のうち、あてはまるもの1つにをつけてください。

| | ほとんど記載 されていない | ほとんど記載 されている | まあまあ記載 されている | あまり記載 されていない |
|-----------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| a) 発注年月日 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| b) 発注内容 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| c) 知的財産権の帰属 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| d) 納期 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| e) 納品物件 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| f) 金額 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| g) 支払期日 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| h) 支払方法（手形の場合は金額及び満期） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| i) 発注者名・受注者（貴社）名 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| j) 納入場所 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| k) その他（具体的に： _____） | 1 | 2 | 3 | 4 |

問 7-1 「書面での発注書がない」方または、「a)～k)の中で一つでも4につけた」方のみお答えください。

発注書の発行・記載がされない場合、どのような対応をしていますか。あてはまるもの1つにをつけてください。

| |
|----------------------------------|
| 1. 発注書の発行・記載を依頼したが、未発行・未記載のままである |
| 2. 発注書の発行・記載を依頼していない |

書面での発注が全くされていない方は【問9】へ

問8 当初の発注書に正当な理由があり記載事項が記入されていない場合に、補充書面は適切な時期に交付されていますか。あてはまるもの1つにをつけてください。

| | |
|----------------|-----------------|
| 1. ほとんど交付されている | 3. あまり交付されない |
| 2. まあまあ交付されている | 4. ほとんど交付されない |
| | 5. 補充書面はそもそもいない |

注1)「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由のこと

注2)「補充書面」とは、当初書面に記載されていない事項について、その内容確定後、当該事項を記載した書面のこと

問9 貴社が受注者である場合の取引で、次のような行為を受けたことがありますか。あてはまるもの全てにをつけてください。

1. 決まった支払期日までに代金が支払われなかった
2. 発注者が決めた低い単価を一方向的に押しつけられた
3. 発注者から商品やサービスの購入依頼を受けた
4. 自社に責任がないのに、納入拒否や一方向的な契約解除をされた
5. 自社に責任がないのに、発注者から無償でやり直しを求められた
6. 自社に責任がないのに、発注の際に決めた代金から値引きされた
7. 代金支払いの手形のサイトが長期であったため、手形が割り切れなかった
8. 協力金、協賛金、賛助金などを支出するよう求められた
9. 契約外となる無償の社員派遣、作業手伝いをさせられた
10. その他（具体的に： _____)
11. いずれもない

問10 2004年4月1日以降、情報サービスに係る委託取引が下請法（下請代金支払遅延等防止法）の対象となりましたが、法律の内容は知っていましたか。あてはまるもの1つにをつけてください。

1. 内容をほとんど知っていた
2. 内容をまあまあ知っていた
3. 内容をほとんど知らなかった
4. 法律の存在すら知らなかった

問11 2004年4月1日以降、発注企業との関係は改善されたと思いますか。あてはまるもの1つにをつけてください。

1. 多くが改善された
2. 一部改善された
3. 改善されていない 【問12】へ
4. そもそも問題がない、わからない 【問12】へ

問 11-1 どのような点が改善されたと思いますか。あてはまるもの全てにをつけてください。

1. 代金の支払い期限を守ってもらえるようになった
2. 通常の社内単価を認めてもらえるようになった
3. 商品やサービスの購入をしなくてよくなった
4. 納入拒否や一方向的な契約解除をされなくなった
5. 無償でのやり直しをしなくてよくなった
6. 発注の際に決めた代金を支払われるようになった
7. 代金支払いの手形のサイトが長期でなくなった
8. 協力金、協賛金、賛助金などを支出するよう求められなくなった
9. 契約外となる無償の社員派遣、作業手伝いをしなくてよくなった
10. その他（具体的に： _____)

問12 現行の情報サービス業界の委託取引や契約慣行に際して、貴社にとって、変更できたら望ましいことや、変更すべきと考える点がありますか。ご自由にお書きください。

問13 情報サービス業界が下請法の対象となったことで、なにか不都合な点がありましたか。ご自由にお書きください。

問14 政府調達に関して、政府（自治体を含む）に望むことはありますか。ご自由にお書きください。

貴社から他の事業者に対して、

情報サービス関連業務を少しでも発注している場合 【問 15】へ

貴社から他の事業者に対して、

情報サービス関連業務を全く発注していない場合 【問 33】へ

貴社が情報サービス事業者に発注した業務の取引状況についてお伺いします。
貴社が『発注者』となったときの立場でお答えください。

問15 主に貴社が発注者となって情報サービス事業者に発注する業務はなんですか。あてはまるもの全てにをつけてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. コンサルティング | 6. 情報処理（受託計算など） |
| 2. 工数発注型のソフトウェア開発 | 7. データ入力 |
| 3. 成果物発注型のソフトウェア開発 | 8. 業務運用 |
| 4. ソフトウェア・プロダクト開発 | 9. その他 |
| 5. システム運用管理 | （具体的に： _____） |

問15-1 最も件数の多い発注業務はどれですか。番号を1つご記入下さい。

ここからは貴社が2004年4月1日以降に発注した主な業務についてお伺いします。

問16 発注先と貴社との資本関係について、あてはまるもの全てにをつけてください。

- | | |
|--------|------------------|
| 1. 親会社 | 3. その他の資本関係のある会社 |
| 2. 子会社 | 4. 資本関係がない会社 |

問17 発注先の資本金の把握状況について、あてはまるもの1つにをつけてください。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 発注先の資本金は、ほとんど把握している |
| 2. 発注先の資本金は、把握しているものとそうでないものがある |
| 3. 発注先の資本金は、ほとんど把握していない |
| 4. 主な発注先は個人事業主である |

問18 貴社から発注先に対しての発注方法は書面によるものですか（電子書面を含む）。発注した仕事のうち、発注時点で書面による発注をした発注業務件数の割合について、あてはまるもの1つにをつけてください。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1. 書面での発注は全くない 【問18-2】へ | 7. 約60%は書面で発注している |
| 2. 約10%は書面で発注している | 8. 約70%は書面で発注している |
| 3. 約20%は書面で発注している | 9. 約80%は書面で発注している |
| 4. 約30%は書面で発注している | 10. 約90%は書面で発注している |
| 5. 約40%は書面で発注している | 11. 全て書面で発注している |
| 6. 約半分は書面で発注している | 12. わからない 【問24】へ |

問 18-1 貴社が発注先に対して、発注時点で書面による発注を行う理由はなんですか。あてはまるもの全てにをつけてください。

- | | |
|---------------------|--|
| 1. トラブルを未然に防ぐため | |
| 2. ユーザの仕様変更が多いため | |
| 3. 下請法が適用になったため | |
| 4. 特に理由はない | |
| 5. その他（具体的に： _____） | |

全て書面による発注を行っている場合、【問 19】へ

問 18-2 貴社の発注先に対して、発注時点で書面による発注を行わない理由はなんですか。あてはまるもの全てにをつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. これまでの慣習だから | 5. 発注先から要望がないから |
| 2. 特にトラブルがなかったから | 6. 特に理由はない |
| 3. ユーザの仕様が固まらないから | 7. その他 |
| 4. 煩わしいから | （具体的に： _____） |

書面による発注を全く行っていない場合は【問 20-1】へ

問19 貴社が発注先に対して、発注時点で書面による発注を行う際の方法はなんですか。あてはまるもの全てにをつけてください。

- | | |
|----------|---------------------|
| 1. 郵送 | 4. WEB |
| 2. FAX | 5. 手渡し |
| 3. 電子メール | 6. その他（具体的に： _____） |

問20 発注書面に記載している項目について、a)~k)のそれぞれの項目について、1~4のうち、あてはまるもの1つにをつけてください。

| | ほとんど記載している | まあまあ記載している | あまり記載していない | ほとんど記載していない |
|-----------------------|------------|------------|------------|-------------|
| a) 発注年月日 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| b) 発注内容 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| c) 知的財産権の帰属 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| d) 納期 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| e) 納品物件 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| f) 金額 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| g) 支払期日 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| h) 支払方法（手形の場合は金額及び満期） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| i) 発注者（貴社）名・受注者名 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| j) 納入場所 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| k) その他（具体的に： _____） | 1 | 2 | 3 | 4 |

問 20-1 「書面での発注書はしていない」または、「a)~k)の中で一つでも4に
をつけた」方のみお答えください。

発注書の発行・記載をしていない場合、どのような対応をしていますか。
あてはまるもの全てにをつけてください。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 発注書の発行・記載の依頼を受けたが、未発行・未記載である |
| 2. 発注書の発行・記載の依頼を受けていない |

書面による発注を全く行っていない場合は【問 24】へ

問21 当初の発注書に正当な理由があり記載事項を記入していない場合に、補充書面は
適切な時期に交付していますか。あてはまるもの1つにをつけてください。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. ほとんど交付している | 3. あまり交付していない |
| 2. まあまあ交付している | 4. ほとんど交付していない |
| | 5. 補充書面はそもそもいない |

注1)「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めるこ
とができないと客観的に認められる理由のこと

注2)「補充書面」とは、当初書面に記載されていない事項について、その内容確定後、当該事
項を記載した書面のこと

問22 貴社は発注先との取引を記録していますか。あてはまるもの1つにをつけてく
ださい。

- | | | |
|-----------------|--------------|---------|
| 1. 取引の全てを記録している | 3. 全く記録していない | 【問 24】へ |
| 2. 取引の一部を記録している | | |

問23 貴社は発注先との取引上の記録はどのように保存していますか。あてはまるもの
全てにをつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 紙ベースをファイリングして保存 | 3. 電子データを保存 |
| 2. 紙を電子化して保存 | 4. その他(具体的に：) |

問24 貴社が発注者である場合の取引で、次のような行為を発注先に対応してもらった
ことがありますか。あてはまるもの全てにをつけてください。

- | |
|------------------------------------|
| 1. 代金の支払期日の延長に対応してもらった |
| 2. 受注単価を自社で決め、その額で対応してもらった |
| 3. 商品やサービスの購入をしてもらった |
| 4. 自社の事情によって、発注後のキャンセルをさせてもらった |
| 5. 自社の事情によって、無償で納品後のやり直しをしてもらった |
| 6. 自社の事情によって、発注の際に決めた代金から値引きしてもらった |
| 7. 代金支払いの手形のサイトを長期で対応してもらった |
| 8. 協力金、協賛金、賛助金などを支出してもらった |
| 9. 契約外となる無償の社員派遣、作業手伝いをしてもらった |
| 10. その他(具体的に：) |
| 11. いずれもない |

問29 現行の情報サービス業界の委託取引や契約慣行に際して、貴社にとって変更できたら望ましいことや、変更すべき点がありますか。ご自由にお書きください。

問30 取引のあるユーザ又は発注先に望むことはありますか。ご自由にお書きください。

問31 取引のあるユーザ又は発注先に対して、委託取引上、何らかの教育を行っていますか。行っていましたら、その内容をお書きください。

問32 政府調達に関してユーザである政府（自治体含む）に望むことはありますか。ご自由にお書きください。

ここからは受発注 EDI についてお伺いします。全ての方がお答えください。

受発注 EDI (Electronic Data Interchange) とは商取引に関する情報を標準的な書式に統一して、企業間で電子的 (電子メール、ファイル転送など) に交換する仕組みのことです。

問33 あなたは、受発注 EDI を知っていますか。あてはまるもの1つにをつけてください。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない | 【問 42】へ |
|----------|---------|---------|

問34 貴社は受発注 EDI を利用していますか。受発注件数に対する受発注 EDI の利用割合について、あてはまるもの1つにをつけてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 利用していない 【問 41】へ | 6. 約半数は利用している |
| 2. 約 10% は利用している | 7. 約 60% は利用している |
| 3. 約 20% は利用している | 8. 約 70% は利用している |
| 4. 約 30% は利用している | 9. 約 80% は利用している |
| 5. 約 40% は利用している | 10. 約 90% は利用している |
| | 11. 全ての受発注で利用している |

問35 貴社が利用している受発注 EDI の型について、あてはまるもの全てにをつけてください。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. Web-EDI | 5. VAN |
| 2. E-mail-EDI | 6. 公衆回線を使った EDI |
| 3. ファイル転送 EDI | 7. その他 |
| 4. 専用線を使った EDI | (具体的に :) |

問36 貴社が受発注 EDI で行っている業務はなんですか。あてはまるもの全てにをつけてください。

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 契約書に関する業務 | 5. 請求 |
| 2. 発注書に関する業務 | 6. 支払 |
| 3. 見積もりに関する業務 | 7. 案件紹介 |
| 4. 進捗管理 | 8. その他 (具体的に :) |

問37 貴社が受発注 EDI で交換しているデータはなんですか。あてはまるもの全てにをつけてください。

- | | | |
|-------------|------------------|---------------|
| 1. 受発注年月日 | 7. 金額 | 12. 発注者名・受注者名 |
| 2. 業務内容 | 8. 支払期日 | 13. 納入場所 |
| 3. 知的財産権の帰属 | 9. 支払条件 | 14. その他 |
| 4. 納期 | 10. 支払単価 | (具体的に :) |
| 5. 納入物件 | 11. 支払方法 | |
| 6. 納入数量 | (手形の場合は金額及び満期) | |

最後に、全ての方がお答え下さい

問42 2004年4月1日以降、取引全体の傾向として、感じることはありますか。あてはまるもの全てに をつけてください。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 案件数の増加 | 9. 海外発注の増大 |
| 2. 案件数の減少 | 10. 発注者による受注者の選別 |
| 3. 案件の大口化 | 11. 発注者から受注者への増資要請 |
| 4. 案件の小口化 | 12. 成果物請負から作業派遣への切り替え |
| 5. 案件の長納期化 | 13. 派遣から請負・準委任への切り替え |
| 6. 案件の短納期化 | 14. その他 |
| 7. 人月単価の上昇 | (具体的に：) |
| 8. 人月単価の下降 | |

問43 現在、情報サービス業界に改正下請法が適用されていますが、何か不明な点がありますか。ご自由にお書きください。

必要があれば、同封しました「下請法(下請代金支払遅延等防止法)とは」をご覧ください。

問44 貴社について差し支えない範囲でご記入ください。

| | | | |
|------|--|--------|--|
| 氏名 | | | |
| 貴社名 | | | |
| 部署名 | | 役職 | |
| 御住所 | | | |
| 電話番号 | | e-mail | |

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。